

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年6月18日提出
【発行者名】	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荻原 亘
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【事務連絡者氏名】	竹本 政司
【電話番号】	03-6205-0265
【届出の対象とした募集(売出)内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	日興FWS・日本株クオリティ 日興FWS・日本株市場型アクティブ 日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジあり) 日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジなし) 日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジあり) 日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジなし) 日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジあり) 日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジなし) 日興FWS・日本債アクティブ 日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジあり) 日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジなし) 日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり) 日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジなし) 日興FWS・Jリートアクティブ 日興FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジあり) 日興FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジなし) 日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略 日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略

【届出の対象とした募集(売出)内国投資
信託受益証券の金額】

日興FWS・日本株クオリティ
2兆5,000億円を上限とします。

日興FWS・日本株市場型アクティブ
2兆5,000億円を上限とします。

日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジあり)
2兆5,000億円を上限とします。

日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジなし)
2兆5,000億円を上限とします。

日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジあり)
2兆5,000億円を上限とします。

日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジなし)
2兆5,000億円を上限とします。

日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジあり)
2兆5,000億円を上限とします。

日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジなし)
2兆5,000億円を上限とします。

日興FWS・日本債アクティブ
2兆5,000億円を上限とします。

日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジあり)
2兆5,000億円を上限とします。

日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジなし)
2兆5,000億円を上限とします。

日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり)
2兆5,000億円を上限とします。

日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジなし)
2兆5,000億円を上限とします。

日興FWS・Jリートアクティブ
2兆5,000億円を上限とします。

日興FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジあり)
2兆5,000億円を上限とします。

日興FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジなし)
2兆5,000億円を上限とします。

日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略
2兆5,000億円を上限とします。

日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略
2兆5,000億円を上限とします。

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年4月27日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、2026年6月1日実施の書面決議において、日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）および日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）の運用指図に関する権限の委託先の契約解除等にかかる信託約款の変更手続きの実施に伴う訂正、その他訂正すべき事項があるため、本訂正届出書により訂正を行うものです。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。

第一部【証券情報】

(1 2) 【その他】

<訂正前>

イ 申込証拠金
ありません。

ロ 日本以外の地域における募集
ありません。

ハ お申込不可日

上記にかかわらず、各ファンドにつき、取得申込日が以下のお申込不可日に当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

ファンド名	お申込不可日
先進国株クオリティヘッジ有 先進国株クオリティヘッジ無 先進国株市場型アクティブヘッジ有 先進国株市場型アクティブヘッジ無	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニューヨークの取引所の休業日 ・ ロンドンの取引所の休業日 ・ 翌営業日がニューヨークの取引所の休業日 ・ 翌営業日がロンドンの取引所の休業日
新興国株アクティブヘッジ有 新興国株アクティブヘッジ無	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニューヨークの取引所の休業日 ・ 香港の取引所の休業日 ・ ニューヨークの銀行の休業日 ・ 翌営業日がニューヨークの取引所の休業日 ・ 翌営業日が香港の取引所の休業日 ・ 翌営業日がニューヨークの銀行の休業日
先進国債アクティブヘッジ有 先進国債アクティブヘッジ無	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニューヨークの銀行の休業日 ・ ロンドンの銀行の休業日 ・ 翌営業日がニューヨークの銀行の休業日 ・ 翌営業日がロンドンの銀行の休業日
新興国債アクティブヘッジ有 新興国債アクティブヘッジ無	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニューヨークの取引所の休業日 ・ 翌営業日がニューヨークの取引所の休業日
Gリートアクティブヘッジ有 Gリートアクティブヘッジ無	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニューヨークの取引所の休業日 ・ 翌営業日がニューヨークの取引所の休業日
ヘッジファンドマルチ戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニューヨークの銀行の休業日 ・ ロンドンの銀行の休業日 ・ ユーレックスの休業日 ・ 翌営業日がニューヨークの銀行の休業日 ・ 翌営業日がロンドンの銀行の休業日 ・ 翌営業日がユーレックスの休業日 ・ 申込受付日の翌々営業日から起算して5営業日目までの間にロンドンの銀行の休業日（土日を除く）を2日連続で含むこととなる日

ヘッジファンドアクティブ戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・ルクセンブルクの銀行の休業日 ・12月24日 ・ブラックロック・ストラテジック・ファンズ ブラックロック・システムティック・スタイル・ファクター・ファンド クラスI2 (JPYヘッジド) の管理会社が別途定める日 ・翌営業日がルクセンブルクの銀行の休業日 ・翌営業日が12月24日 ・翌営業日がブラックロック・ストラテジック・ファンズ ブラックロック・システムティック・スタイル・ファクター・ファンド クラスI2 (JPYヘッジド) の管理会社が別途定める日
----------------	---

「日本株クオリティ」、「日本株市場型アクティブ」、「日本債アクティブ」、「Jリートアクティブ」は、お申込不可日はありません。

お申込不可日は各ファンドの指定投資信託証券の変更等に伴い、変更される場合があります。また、お申込不可日が変更される場合は委託会社のホームページ (<https://www.smd-am.co.jp>) に掲載します。詳しくは委託会社または販売会社までお問い合わせください。

ニ クーリング・オフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用
ありません。

ホ 取得申込みについて

当ファンドは日興ファンドラップ専用ファンドです。取得申込みにあたっては、販売会社所定の手続きが必要となります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

ヘ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考：投資信託振替制度)

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます(原則として受益証券を保有することはできません。)
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

ト 信託約款変更(予定)について

「日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり)」および「日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジなし)」(以下「新興国債アクティブ」といいます。)は、下記の通り信託約款の変更が行われる予定です。

(イ) 信託約款変更手続きの実施について

「新興国債アクティブ」は、2022年11月に投資対象とする投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)の入替えを行った際に、パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(PIMCO)(以下「ピムコ社」といいます。)が運用する外国投資信託証券を指定投資信託証券としております。「新興国債アクティブ」においては、運用指図に関する権限の一部(指定投資信託証券への投資)をピムコジャパンリミテッドに委託し、運用管理費用のない外国投資信託証券へ投資するとともに、ピムコジャパンリミテッドに対して運用委託にかかる報酬を「新興国債アクティブ」の運用管理費用の中から支払ってまいりました。

今般、ピムコ社が運用する外国投資信託証券において、現在ピムコジャパンリミテッドに支払う運用委託にかかる報酬の税抜き料率と同水準の運用管理費用のあるクラス証券が発行されることとなりました。ピムコジャパンリミテッドとの間で締結されている運用委託契約を解除

し、自社による運用で当該クラス証券への投資に変更することにより、運用の基本方針や運用体制等の運用内容の変更や、指定投資信託証券の変更によるコストを発生させることなく、「新興国債アクティブ」における実質的な負担を日本国内で発生していた運用委託にかかる報酬にかかる消費税相当額分を引き下げることが可能となる予定であるため、本件の変更を行うものです。

この信託約款の変更は、2026年5月1日現在の受益者による書面決議によるものとします。2026年6月1日実施の書面決議において、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって可決された場合、2026年6月19日付で信託約款が変更されます。

また、2026年4月28日以降に、「新興国債アクティブ」の取得申込みをされることにより取得された受益権については、議決権はありません。

「新興国債アクティブ」の取得申込みの際は、上記の信託約款変更手続きの内容をご理解のうえ、お申込みください。

なお、書面決議の結果、上記変更の実施が成立された場合には、以下につきましても変更する予定です。

- ・指定投資信託証券のクラスの入替えの実施
- ・上記クラスの入替えに伴う、「新興国債アクティブ」の信託報酬率、投資対象とする投資信託に関する費用、実質的な負担の費用の変更

(口) 信託約款の変更内容（新旧対照表）

< 書面決議の議案となる信託約款の新旧対照表 >

日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）

日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）

新 〔運用の基本方針〕	旧 〔運用の基本方針〕
<p>[略]</p> <p>2. 運用方法</p> <p>[略]</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①～⑥ [略]</p> <p>[削除]</p> <p>⑦ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>2. 運用方法</p> <p>[略]</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①～⑥ [略]</p> <p>⑦ 運用にあたっては、運用委託契約に基づき運用の指図に関する権限の一部をピムコジャパンリミットに委託します。</p> <p>⑧ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>[略]</p>
<p>【運用の指図範囲等】</p> <p>第17条 委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券および三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>[略]</p>	<p>【運用の指図範囲等】</p> <p>第17条 委託者（第19条の2に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下、第18条、第19条、第20条、第22条、第23条、第26条、第27条および第29条において同じ。）は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券および三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>[略]</p>
<p>【運用の権限委託】</p> <p>第19条の2 <u>[削除]</u></p>	<p>【運用の権限委託】</p> <p>第19条の2 委託者は、運用の指図に関する権限の一部を次の者に委託します。</p> <p>商号：ピムコジャパンリミット</p> <p>所在地：東京都港区</p> <p>② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第34条に規定する信託報酬のうち委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は信託財産の純資産総額に年10,000分の55の率を乗じて得た額とします。</p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款に違反した場合、故意または重大な過失により信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。</p> <p>④ 前項に基づき、第1項により委託を受けた者が、運用の指図に関する権限の委託を中止された場合、もしくは受託を中止した場合、委託者は第1項により委託を受けた者と同等の能力を有すると認められる第三者に運用の指図に関する権限を委託することができます。</p>

< 訂正後 >

イ 申込証拠金
ありません。

ロ 日本以外の地域における募集

ありません。

八 お申込不可日

上記にかかわらず、各ファンドにつき、取得申込日が以下のお申込不可日に当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

ファンド名	お申込不可日
先進国株クオリティヘッジ有 先進国株クオリティヘッジ無 先進国株市場型アクティブヘッジ有 先進国株市場型アクティブヘッジ無	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨークの取引所の休業日 ・ロンドンの取引所の休業日 ・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日 ・翌営業日がロンドンの取引所の休業日
新興国株アクティブヘッジ有 新興国株アクティブヘッジ無	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨークの取引所の休業日 ・香港の取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日 ・翌営業日が香港の取引所の休業日 ・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日
先進国債アクティブヘッジ有 先進国債アクティブヘッジ無	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日 ・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日 ・翌営業日がロンドンの銀行の休業日
新興国債アクティブヘッジ有 新興国債アクティブヘッジ無	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨークの取引所の休業日 ・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日
Gリートアクティブヘッジ有 Gリートアクティブヘッジ無	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨークの取引所の休業日 ・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日
ヘッジファンドマルチ戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日 ・ユーレックスの休業日 ・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日 ・翌営業日がロンドンの銀行の休業日 ・翌営業日がユーレックスの休業日 ・申込受付日の翌々営業日から起算して5営業日目までの間にロンドンの銀行の休業日（土日を除く）を2日連続で含むこととなる日
ヘッジファンドアクティブ戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・ルクセンブルグの銀行の休業日 ・12月24日 ・ブラックロック・ストラテジック・ファンズ ブラックロック・システムティック・スタイル・ ファクター・<u>アブソリュート・リターン・ファン ド クラスI2（JPYヘッジド）</u>の管理会社が別途定 める日 ・翌営業日がルクセンブルグの銀行の休業日 ・翌営業日が12月24日 ・翌営業日がブラックロック・ストラテジック・ ファンズ ブラックロック・システムティック・ スタイル・<u>ファクター・アブソリュート・リター ン・ファン ド クラスI2（JPYヘッジド）</u>の管理会 社が別途定める日

「日本株クオリティ」、「日本株市場型アクティブ」、「日本債アクティブ」、「Gリートアクティブ」は、お申込不可日はありません。

お申込不可日は各ファンドの指定投資信託証券の変更等に伴い、変更される場合があります。

また、お申込不可日が変更される場合は委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp>)に掲載します。詳しくは委託会社または販売会社までお問い合わせください。

ニ クーリング・オフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用
ありません。

ホ 取得申込みについて

当ファンドは日興ファンドラップ専用ファンドです。取得申込みにあたっては、販売会社所定の手続きが必要となります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

ヘ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考：投資信託振替制度)

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます(原則として受益証券を保有することはできません。)
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(2)【ファンドの沿革】

<更新後>

2021年8月3日	信託契約締結、設定、運用開始
2022年11月8日	「日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり)」および「日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジなし)」の運用指図に関する権限の一部を委託
2025年10月29日	「日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略」の運用の基本方針に定める実質組入外貨建資産に対する投資態度を変更 「日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略」の取得・換金の申込不可日を変更
2026年6月19日	「日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり)」および「日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジなし)」の運用指図に関する権限の委託を解除

(3)【ファンドの仕組み】

<更新後>

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友D Sアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)および運用報告書の作成等を行います。

(ロ) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問いません。)に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書(目論見書)の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

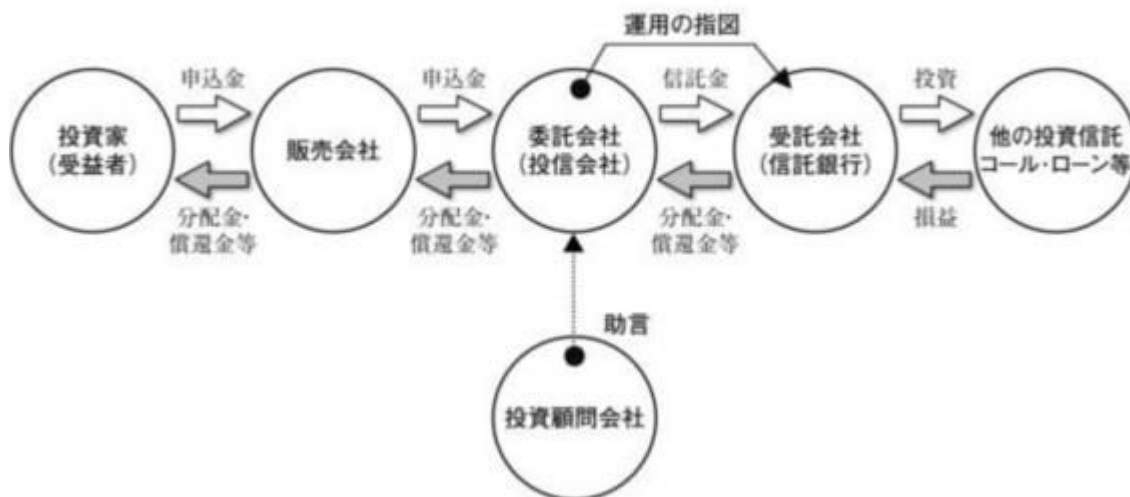
[参考情報：投資顧問会社]

以下の法人は当ファンドの関係法人には該当しませんが、当ファンドの運用に関し助言等を行う投資顧問会社であり、間接的に当ファンドの運用に関与します。

S M B C グローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社

投資対象とする指定投資信託証券の選定に関する助言等を行います。

運営の仕組み



□ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

20億円（2026年4月30日現在）

(ロ) 会社の沿革

- 1985年7月15日 三生投資顧問株式会社設立
- 1987年2月20日 証券投資顧問業の登録
- 1987年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可
- 1999年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
- 1999年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
- 2000年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得
- 2002年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
- 2013年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
- 2019年4月1日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に商号変更

(ハ) 大株主の状況

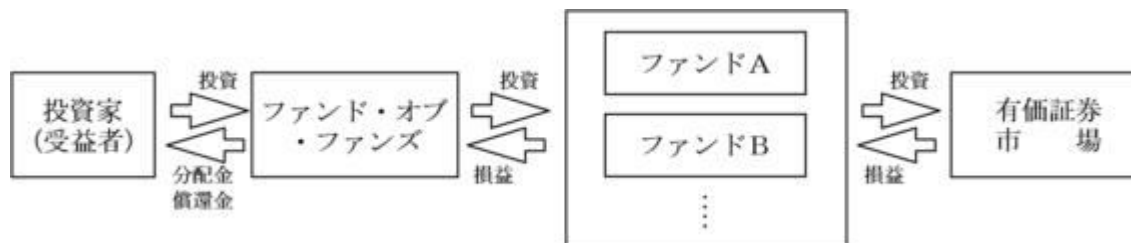
(2026年4月30日現在)

名称	住所	所有 株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

八 ファンドの運用形態（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕



2 【投資方針】

（1）【投資方針】

<更新後>

イ 基本方針

各ファンドは、投資対象とする投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）への投資を通じて、実質的に投資対象とする資産へ投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

各ファンドの指定投資信託証券については後掲の「ファンドのしくみ」をご参照ください。また、指定投資信託証券の詳細に関しましては、後述の〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕をご覧ください。

日興FWS・日本株クオリティ

（イ）主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。

（ロ）指定投資信託証券は、日本の株式を主要投資対象とし、クオリティを重視したアクティブ運用を行うものとし、なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。

（ハ）指定投資信託証券の選定については、SMB Cグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。

（ニ）「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。

（ホ）投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。

（ヘ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

日興FWS・日本株市場型アクティブ

（イ）主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。

（ロ）指定投資信託証券は、日本の株式を主要投資対象とし、市場環境に応じたアクティブ運用を行うものとし、なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。

（ハ）指定投資信託証券の選定については、SMB Cグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。

（ニ）「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。

（ホ）投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。

（ヘ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ) 指定投資信託証券は、日本を除く先進国の株式を主要投資対象とし、クオリティを重視したアクティブ運用を行うものとします。ただし、日本や新興国の株式に投資する場合があります。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ) 指定投資信託証券の選定については、SMB Cグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- (ニ) 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- (ホ) 投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。
- (ト) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ) 指定投資信託証券は、日本を除く先進国の株式を主要投資対象とし、クオリティを重視したアクティブ運用を行うものとします。ただし、日本や新興国の株式に投資する場合があります。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ) 指定投資信託証券の選定については、SMB Cグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- (ニ) 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- (ホ) 投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ト) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ) 指定投資信託証券は、日本を除く先進国の株式を主要投資対象とし、市場環境に応じたアクティブ運用を行うものとします。ただし、日本や新興国の株式に投資する場合があります。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ) 指定投資信託証券の選定については、SMB Cグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- (ニ) 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- (ホ) 投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。
- (ト) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ) 指定投資信託証券は、日本を除く先進国の株式を主要投資対象とし、市場環境に応じたアクティブ運用を行うものとします。ただし、日本や新興国の株式に投資する場合があります。

なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。

- (ハ) 指定投資信託証券の選定については、S M B Cグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- (ニ) 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- (ホ) 投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ト) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ) 指定投資信託証券は、新興国の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ) 指定投資信託証券の選定については、S M B Cグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- (ニ) 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- (ホ) 投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として米ドル売り円買いの為替取引を活用し、為替変動リスクの低減を図ります。そのため、米ドル建て以外の通貨建資産については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けません。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。
- (ト) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ) 指定投資信託証券は、新興国の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ) 指定投資信託証券の選定については、S M B Cグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- (ニ) 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- (ホ) 投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ト) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

日興FWS・日本債アクティブ

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ) 指定投資信託証券は、日本の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ) 指定投資信託証券の選定については、S M B Cグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- (ニ) 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- (ホ) 投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ) 指定投資信託証券は、日本を除く先進国の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。

- (ハ) 指定投資信託証券の選定については、S M B C グローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- (ニ) 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- (ホ) 投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。また、為替運用を行う場合があります。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。
- (ト) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジなし)

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ) 指定投資信託証券は、日本を除く先進国の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ) 指定投資信託証券の選定については、S M B C グローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- (ニ) 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- (ホ) 投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。なお、指定投資信託証券において、為替運用を行う場合があります。
- (ト) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり)

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ) 指定投資信託証券は、新興国の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ) 指定投資信託証券の選定については、S M B C グローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- (ニ) 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- (ホ) 投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。
- (ト) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジなし)

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ) 指定投資信託証券は、新興国の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ) 指定投資信託証券の選定については、S M B C グローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- (ニ) 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- (ホ) 投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ト) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

日興FWS・Jリートアクティブ

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ) 指定投資信託証券は、日本の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
日本の取引所に上場（これに準じるものを含みます。）している不動産投資信託証券（一般社団法人資産運用業協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。
- (ハ) 指定投資信託証券の選定については、S M B Cグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- (ニ) 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- (ホ) 投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジあり）

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ) 指定投資信託証券は、世界の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
世界各国の取引所に上場（これに準じるものを含みます。）している不動産投資信託証券（一般社団法人資産運用業協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。
- (ハ) 指定投資信託証券の選定については、S M B Cグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- (ニ) 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- (ホ) 投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。
- (ト) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジなし）

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ) 指定投資信託証券は、世界の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
世界各国の取引所に上場（これに準じるものを含みます。）している不動産投資信託証券（一般社団法人資産運用業協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。
- (ハ) 指定投資信託証券の選定については、S M B Cグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- (ニ) 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- (ホ) 投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ト) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ) 指定投資信託証券は、絶対収益の獲得を目指して複数の戦略を組み合わせた運用を行うもの

とします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。

- (ハ) 指定投資信託証券の選定については、S M B C グローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- (ニ) 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- (ホ) 投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ト) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ) 指定投資信託証券は、絶対収益の獲得を目指してアクティブ運用を行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ) 指定投資信託証券の選定については、S M B C グローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- (ニ) 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- (ホ) 投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として米ドル売り円買いの為替取引を活用し、為替変動リスクの低減を図ります。そのため、米ドル建て以外の通貨建資産については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。
- (ト) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色

1

「日興ファンドラップ セレクト アクティブ・シリーズ」は、投資者と販売会社が締結する投資一任契約に基づいて、資産管理を行う口座の資金を運用するための専用ファンドです。

※「日興ファンドラップ セレクト アクティブ・シリーズ」のご購入のお申込みには、販売会社のラップ口座の開設が必要です。

2

「日興ファンドラップ セレクト アクティブ・シリーズ」は、複数ファンドで構成されており、各ファンドは投資対象とする各投資信託証券（以下「指定投資信託証券」ということがあります。）への投資を通じて、実質的に投資対象とする資産に投資します。

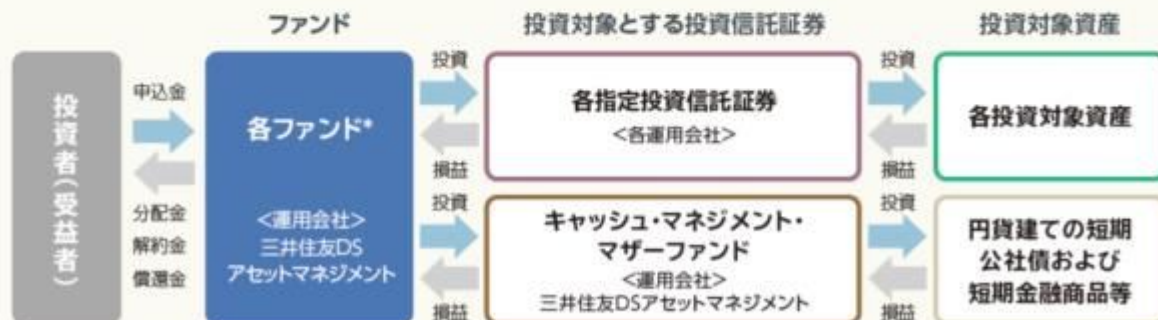
□ 指定投資信託証券の選定については、SMB Cグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの助言を受けます。なお、指定投資信託証券は継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。

※指定投資信託証券および投資対象とする資産については後掲の「ファンドのしくみ」をご参照ください。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



*指定投資信託証券の選定について助言を行うSMB Cグローバル・インベストメント&コンサルティングは、委託会社の親会社である三井住友フィナンシャルグループの子会社(100%出資)であり、委託会社の信託報酬の中から、投資助言にかかる報酬を受領します。

※各指定投資信託証券の組入比率を原則として高位に保ちます。

※上記における各ファンド、各指定投資信託証券、各運用会社および各投資対象資産等は次ページのとおりになります。

ファンド	指定投資信託証券	運用会社	投資対象資産
日本株クオリティ ^{*1}	コムジェスト日本株式ファンド(適格機関投資家限定)	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社	日本の株式等
	GIMジャパンマイスターFII(適格機関投資家専用)	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	
日本株市場型アクティブ	ノムラFOFs用・日本株アクティブコア(High α Type)(適格機関投資家専用)	野村アセットマネジメント株式会社	
先進国株クオリティヘッジ有 ^{*1}	MFSグローバル・クオリティ・グロース株ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	MFSインベストメント・マネジメント株式会社	日本を除く世界各国・地域の株式等
	先進国フォーカス・エクイティ・ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家向け)	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社	
先進国株クオリティヘッジ無 ^{*1}	MFSグローバル・クオリティ・グロース株ファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)	MFSインベストメント・マネジメント株式会社	
	先進国フォーカス・エクイティ・ファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家向け)	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社	
先進国株市場型アクティブヘッジ有	ノムラFOFs用・先進国マルチテーマファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	野村アセットマネジメント株式会社	
先進国株市場型アクティブヘッジ無	ノムラFOFs用・先進国マルチテーマファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)		
新興国株アクティブヘッジ有	Oneエマージング・ハイクオリティ株式ファンド(限定為替ヘッジ)(FOFs用)(適格機関投資家限定)	アセットマネジメントOne株式会社	新興国の株式等
新興国株アクティブヘッジ無	Oneエマージング・ハイクオリティ株式ファンド(為替ヘッジなし)(FOFs用)(適格機関投資家限定)		
日本債アクティブ	明治安田日本債券アクティブ・オープン(FOFs用)(適格機関投資家専用)	明治安田アセットマネジメント株式会社	日本の公社債等
先進国債アクティブヘッジ有	GIM先進国債券ファンドF(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	日本を除く世界各国・地域の公社債等
先進国債アクティブヘッジ無	GIM先進国債券ファンドF(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)		
新興国債アクティブヘッジ有 ^{*2}	ピムコバミューダトラストⅡ・ピムコエマージングボンド(エン・ヘッジド)インカム ファンドクラスS	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(PIMCO)	新興国の公社債等
新興国債アクティブヘッジ無 ^{*2}	ピムコバミューダトラストⅡ・ピムコエマージングボンドインカム ファンドクラスS		
リートアクティブ	SMTAM-FOFs用J-REIT・リサーチ・オープン(適格機関投資家専用)	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	日本のリート等
Gリートアクティブヘッジ有	SMDAM/プリンシパルFOFs用外国リートF・為替ヘッジあり(適格機関投資家限定)	三井住友DSアセットマネジメント株式会社	世界各国・地域のリート等
Gリートアクティブヘッジ無	大和住銀/プリンシパルFOFs用外国リートF(適格機関投資家限定)		
ヘッジファンドマルチ戦略	SMDAM/FOFs用マルチ戦略ファンド(適格機関投資家限定)	三井住友DSアセットマネジメント株式会社	仕組み債(派生商品等)
ヘッジファンドアクティブ戦略	ブラックロック・ストラテジック・ファンズ ブラックロック・システムティック・スタイル・ファクター・アブソリュート・リターン・ファンド クラスI2(JPYヘッジド) ^{*3}	ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー	世界各国・地域の株式・債券・通貨・派生商品等

* 1 2026年4月28日付で指定投資信託証券に変更があります。詳細は後掲の〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕をご覧ください。

* 2 2026年6月19日付で指定投資信託証券に変更があります。詳細は後掲の〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕をご覧ください。

* 3 2026年5月26日付で、ブラックロック・ストラテジック・ファンズ ブラックロック・システムティック・スタイル・ファクター・ファンドクラスI2(JPYヘッジド)から、名称変更されています。以下同じです。

各指定投資信託証券によっては、各投資対象資産への投資はマザーファンドを通じて行う場合があります。また、各指定投資信託証券、マザーファンドの運用を再委託している場合があります。

各ファンドの運用の基本方針等

- 指定投資信託証券の選定については、SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの助言を受けます。なお、指定投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。

▶国内株式

日本株クオリティ

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として日本の株式に投資し、クオリティを重視したアクティブ運用を行います。

日本株市場型アクティブ

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として日本の株式に投資し、市場環境に応じたアクティブ運用を行います。

▶先進国株式

先進国株クオリティヘッジ有・・・為替ヘッジあり

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として日本を除く先進国の株式に投資し、クオリティを重視したアクティブ運用を行います。
※日本および新興国の株式に投資する場合があります。
- 実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
※一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。

先進国株クオリティヘッジ無・・・為替ヘッジなし

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として日本を除く先進国の株式に投資し、クオリティを重視したアクティブ運用を行います。
※日本および新興国の株式に投資する場合があります。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
※基準価額は為替変動の影響を受けます。

先進国株市場型アクティブヘッジ有・・・為替ヘッジあり

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として日本を除く先進国の株式に投資し、市場環境に応じたアクティブ運用を行います。
※日本および新興国の株式に投資する場合があります。
- 実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
※一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。

先進国株市場型アクティブヘッジ無・・・為替ヘッジなし

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として日本を除く先進国の株式に投資し、市場環境に応じたアクティブ運用を行います。
※日本および新興国の株式に投資する場合があります。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
※基準価額は為替変動の影響を受けます。

▶ 新興国株式**新興国株アクティブヘッジ有・・・為替ヘッジあり**

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の株式に投資し、アクティブ運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として米ドル売り円買いの為替取引を行い、為替変動リスクの低減を図ります。そのため、米ドル建て以外の通貨建資産については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。

新興国株アクティブヘッジ無・・・為替ヘッジなし

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の株式に投資し、アクティブ運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
※基準価額は為替変動の影響を受けます。

▶ 国内債券**日本債アクティブ**

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として日本の公社債に投資し、アクティブ運用を行います。

▶ 先進国債券**先進国債アクティブヘッジ有・・・為替ヘッジあり**

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として日本を除く先進国の公社債に投資し、アクティブ運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
※一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。また、為替運用を行う場合があります。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。

先進国債アクティブヘッジ無・・・為替ヘッジなし

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として日本を除く先進国の公社債に投資し、アクティブ運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
※指定投資信託証券において、為替運用を行う場合があります。
※基準価額は為替変動の影響を受けます。

▶ 新興国債券

新興国債アクティブヘッジ有・・・為替ヘッジあり

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の公社債に投資し、アクティブ運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
※一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。

新興国債アクティブヘッジ無・・・為替ヘッジなし

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の公社債に投資し、アクティブ運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
※基準価額は為替変動の影響を受けます。

▶ 国内リート

Jリートアクティブ

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として日本の取引所に上場している不動産投資信託証券(リート)に投資し、アクティブ運用を行います。

当ファンドは特化型運用を行います。

当ファンドの実質的な主要投資対象である日本の取引所に上場している不動産投資信託(リート)には、一般社団法人資産運用業協会規則に定めるファンドの純資産総額に対する比率(10%)を超える支配的な銘柄が存在することとなる可能性があります。当該支配的な銘柄に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生し、ファンドの基準価額が下落することがあります。

▶ 外国リート

Gリートアクティブヘッジ有・・・為替ヘッジあり

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国の取引所に上場している不動産投資信託証券(リート)に投資し、アクティブ運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
※一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。

Gリートアクティブヘッジ無・・・為替ヘッジなし

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国の取引所に上場している不動産投資信託証券(リート)に投資し、アクティブ運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
※基準価額は為替変動の影響を受けます。

▶ その他資産

ヘッジファンドマルチ戦略・・・為替ヘッジなし

- 指定投資信託証券への投資を通じて、絶対収益*の獲得を目指して複数の戦略を組み合わせた運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
※基準価額は為替変動の影響を受けます。

ヘッジファンドアクティブ戦略・・・為替ヘッジあり

- 指定投資信託証券への投資を通じて、絶対収益*の獲得を目指してアクティブ運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として米ドル売り円買いの為替取引を行い、為替変動リスクの低減を図ります。そのため、米ドル建て以外の通貨建資産については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。

*「絶対収益」とは、特定の市場等の変動に左右されない投資元本に対する収益のことをいいます。また、「絶対に収益を得られる」ということではありません。

為替の影響について

▶ 為替ヘッジあり



為替ヘッジ

為替取引等を利用し、為替変動リスクを低減することです。

- 外貨建資産に対し、対円での為替ヘッジを行う場合、基準価額への為替変動の影響は小さくなると考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。

※指定投資信託証券によっては、以下の通り、投資資産の通貨とは異なる通貨で為替ヘッジを行うことがあります。

- 一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことがあります。この場合、当該通貨間の為替変動の影響を受けます。
- 外貨建資産に対しほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引により、為替ヘッジを行うことがあります。この場合、米ドル以外の組入通貨については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。

(注)米ドル以外の通貨を利用する場合もあります。

▶ 為替ヘッジなし



- 外貨建資産に対し、対円での為替ヘッジを行わない場合、基準価額は為替変動の影響を受けます。

(2) 【投資対象】

<更新後>

イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- (イ) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
 2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
 3. 金銭債権
- (口) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
1. 為替手形

口 投資対象とする有価証券

- 日興FWS・日本株クオリティ
- 日興FWS・日本株市場型アクティブ
- 日興FWS・日本債アクティブ
- 日興FWS・Jリートアクティブ

委託会社は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券および「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第3号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

- 日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）
- 日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）
- 日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）
- 日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）
- 日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）
- 日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）
- 日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）
- 日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）
- 日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）
- 日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）
- 日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジあり）
- 日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジなし）
- 日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略
- 日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略

委託会社は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券および「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
4. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第4号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

八 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記口に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きま
- す。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕

各指定投資信託証券は、各委託会社の都合等により、ファンドの名称や記載内容等が変更になることがあります。なお、各指定投資信託証券は、追加される場合または入替・繰上償還等により除外される場合があります。

以下は、各指定投資信託証券において基準日を記載しているものを除いて2026年4月28日現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

▶日本株クオリティ

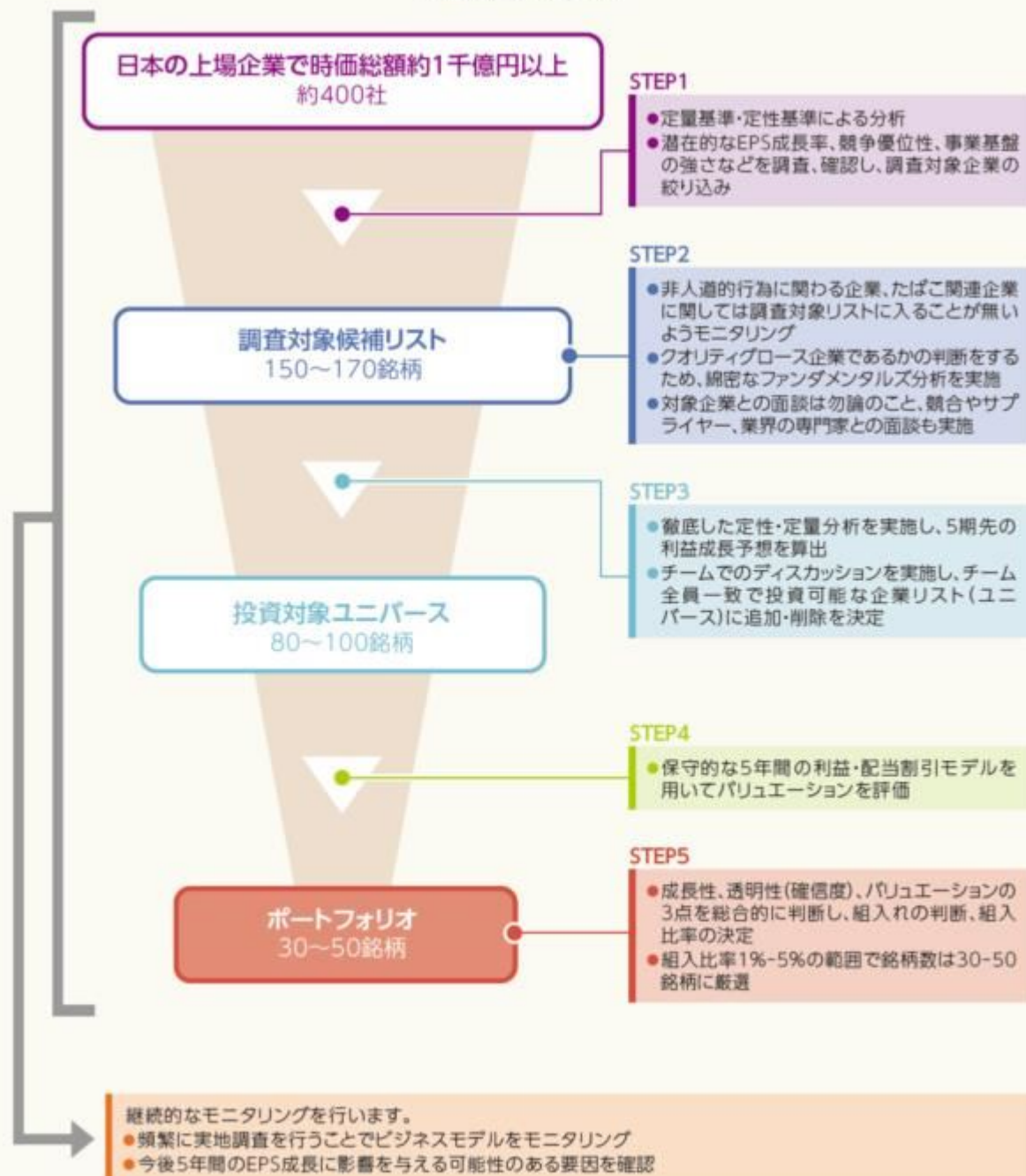
※日本株クオリティは、指定投資信託証券の入替えのため、2026年4月28日付で指定投資信託証券に「GIMジャパンマイスターFII(適格機関投資家専用)」を追加し、入替え完了後に指定投資信託証券から「コムジェスト日本株式ファンド(適格機関投資家限定)」を削除する予定です。

指定投資信託証券	コムジェスト日本株式ファンド(適格機関投資家限定)
形 態	国内籍投資信託
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ●コムジェスト日本株式マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて日本株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 ●マザーファンド受益証券の運用権限をコムジェスト・エス・エーへ委託します。
信託報酬等	<p>純資産総額に対して</p> <p>25億円以下の部分 年0.8558%(税抜き0.778%)</p> <p>25億円超の部分 年0.7458%(税抜き0.678%)</p> <p>※上記のほか、その他の費用がかかります。</p>
信託財産留保額	ありません。
委託会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
投資顧問会社	コムジェスト・エス・エー
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

〔コムジェスト・グループの概要〕

- コムジェスト・グループは1985年にパリに設立された独立系の資産運用会社です。
- コムジェスト・グループの運用における最大の特徴は、“質の高い成長企業”に長期的な投資をすることです。
- 現在、パリ、ダブリン、香港、東京、シンガポールなどに拠点を有し、世界中の長期投資家にサービスを提供しています。なお、コムジェスト・アセットマネジメント株式会社およびコムジェスト・エス・エーは、コムジェスト・グループ傘下の運用会社になります。

〔運用プロセス〕



※上記の運用プロセスは2026年1月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)コムジェスト・アセットマネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

指定投資信託証券	GIMジャパンマイスターFII(適格機関投資家専用)
形 態	国内籍投資信託
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● GIMジャパンマイスター・マザーファンド(適格機関投資家専用)への投資を通じて、この投資信託にかかる信託財産の中長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。 ● 日本の株式(全上場銘柄)の中から、時価総額にこだわらず、成長性があり、かつ株価が割安と判断される銘柄を中心に選定して投資します。 ● TOPIX(配当込み)をベンチマークとしています。 ● 資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、上記にしたがった運用が行えない場合があります。
信託報酬等	<p>純資産総額に対して</p> <p>300億円以下の部分 年0.528%(税抜き0.48%)</p> <p>300億円超500億円以下の部分 年0.473%(税抜き0.43%)</p> <p>500億円超1,000億円以下の部分 年0.418%(税抜き0.38%)</p> <p>1,000億円超の部分 年0.363%(税抜き0.33%)</p> <p>※上記のほか、その他の費用がかかります。</p>
信託財産留保額	ありません。
委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

[JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社の概要]

- JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社は世界有数の金融持株会社であるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニー傘下の資産運用部門であるJ.P.モルガン・アセット・マネジメント*の日本拠点です。
- J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、日本市場の成長性に着目し、1985年には外資系としていち早く投資顧問業に参入、同じく1990年には投資信託業務に参入するなど、日本においても40年以上の歴史を培ってまいりました。

*J.P.モルガン・アセット・マネジメント

JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドであり、世界有数の資産運用グループです。長い歴史の中で蓄積してきた運用ノウハウを活かして、常に競争力のある運用サービスを提供しています。

[運用プロセス]



※上記の運用プロセスは2026年4月28日現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所) JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

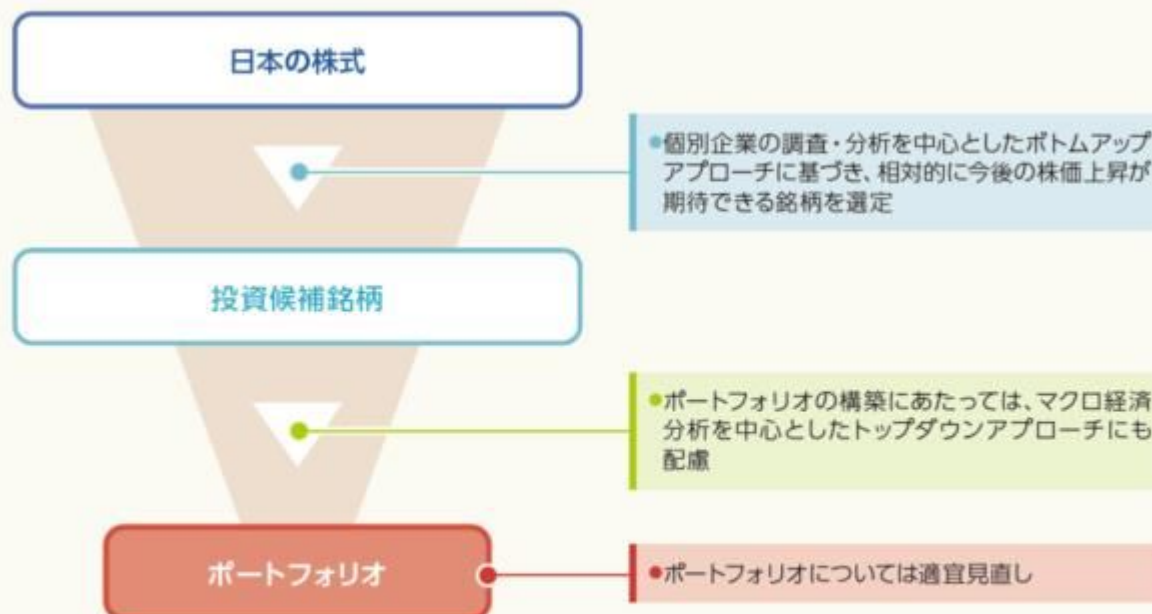
▶ 日本株市場型アクティブ

指定投資信託証券	ノムラFOFs用・日本株アクティブコア(High α Type) (適格機関投資家専用)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	日本株式アクティブコア (High α Type) マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に日本の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.594%(税抜き0.54%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	一部解約時に0.30%
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

[野村アセットマネジメント株式会社の概要]

- 野村アセットマネジメント株式会社は、野村ホールディングス株式会社を持株会社とする野村グループの資産運用会社です。
- 1997年10月に野村証券投資信託委託株式会社(1959年設立)と野村投資顧問株式会社(1981年設立)が合併して発足した、日本を代表する資産運用会社です。
- 早くから運用と顧客基盤のグローバル化に取り組み、アメリカ、ヨーロッパ、アジア等、海外への積極的な展開を図っています。

[運用プロセス]



※上記の運用プロセスは2026年1月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)野村アセットマネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶ 先進国株クオリティヘッジ有

▶ 先進国株クオリティヘッジ無

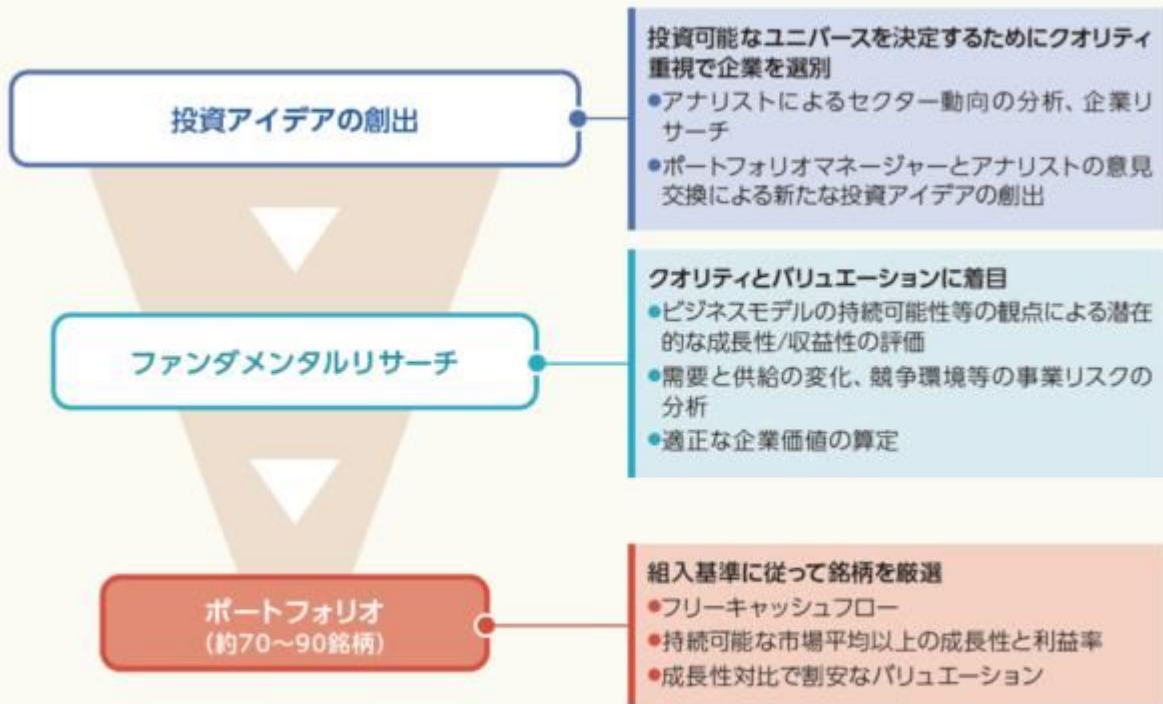
※先進国株クオリティヘッジ有および先進国株クオリティヘッジ無は、指定投資信託証券の入替えのため、2026年4月28日付で指定投資信託証券に「先進国フォーカス・エクイティ・ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家向け）」および「先進国フォーカス・エクイティ・ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家向け）」を追加し、入替え完了後に指定投資信託証券から「MFSグローバル・クオリティ・グロース株ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）」および「MFSグローバル・クオリティ・グロース株ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）」を削除する予定です。

指定投資信託証券	(先進国株クオリティヘッジ有) MFSグローバル・クオリティ・グロース株ファンド(為替ヘッジあり) (適格機関投資家専用) (先進国株クオリティヘッジ無) MFSグローバル・クオリティ・グロース株ファンド(為替ヘッジなし) (適格機関投資家専用)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	<p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● MFSグローバル・クオリティ・グロース株マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券への投資を通じて、日本および新興国を含む世界の株式を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。 ● マザーファンド受益証券では、徹底したボトムアップ・アプローチをもとに、高い利益成長を持続的に遂げることで企業価値を高めていくと見込まれる銘柄に厳選投資します。 ● マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーにマザーファンド受益証券の運用の指図(国内の短期金融資産の運用の指図にかかる権限を除きます。)に関する権限を委託します。 <p>(先進国株クオリティヘッジ有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 実質組入外貨建資産については、原則として、対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指します。なお、一部の通貨については、他の通貨を用いて対円での為替ヘッジを行う場合があります。 ● マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーに実質組入外貨建資産の為替ヘッジ取引の指図に関する権限を委託します。 <p>(先進国株クオリティヘッジ無)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.517%(税抜き0.47%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	MFSインベストメント・マネジメント株式会社
投資顧問会社	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

〔 マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー（以下「MFS」）の概要 〕

- 投資対象とする投資信託の実質的な運用会社であるMFSは、1924年に米国最初の投資信託を設定した、長い歴史を持つ運用会社です。
- 創業以来アクティブ運用に特化しています。個別企業のファンダメンタルズを重視し、長期的な価値の創出が期待できるような銘柄に投資を行います。
- MFSインベストメント・マネジメント株式会社は、MFSの日本法人で、主に年金等の資産を運用しています。

〔運用プロセス〕



※上記の運用プロセスは2026年1月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)MFSインベストメント・マネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

指定投資信託証券	(先進国株クオリティヘッジ有) 先進国フォーカス・エクイティ・ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家向け) (先進国株クオリティヘッジ無) 先進国フォーカス・エクイティ・ファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家向け)
形 態	国内籍投資信託
運用の基本方針	(共通) ●外国株式マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、実質的に日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とし、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。 ●実質的な投資対象国は、原則として、MSCI KOKUSAIインデックス(ワールド除く日本)の指数構成国とします。 ●マザーファンド受益証券の運用にあたっては、パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーおよびパインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドに株式等の運用の指図に関する権限を委託します。 ●マザーファンド受益証券においては、組入外貨建資産について原則として対円での為替ヘッジを行いませんが、MSCI KOKUSAIインデックス(ワールド除く日本)の通貨別ウエイトとの乖離を調整するための為替ヘッジまたは実需に伴う為替ヘッジを行うことができます。 (先進国株クオリティヘッジ有) ●実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指します。 (先進国株クオリティヘッジ無) ●実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.517%(税抜き0.47%) ※上記のほか、その他費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
投資顧問会社	パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド
購入の可否	日本において一般投資家は購入できません。

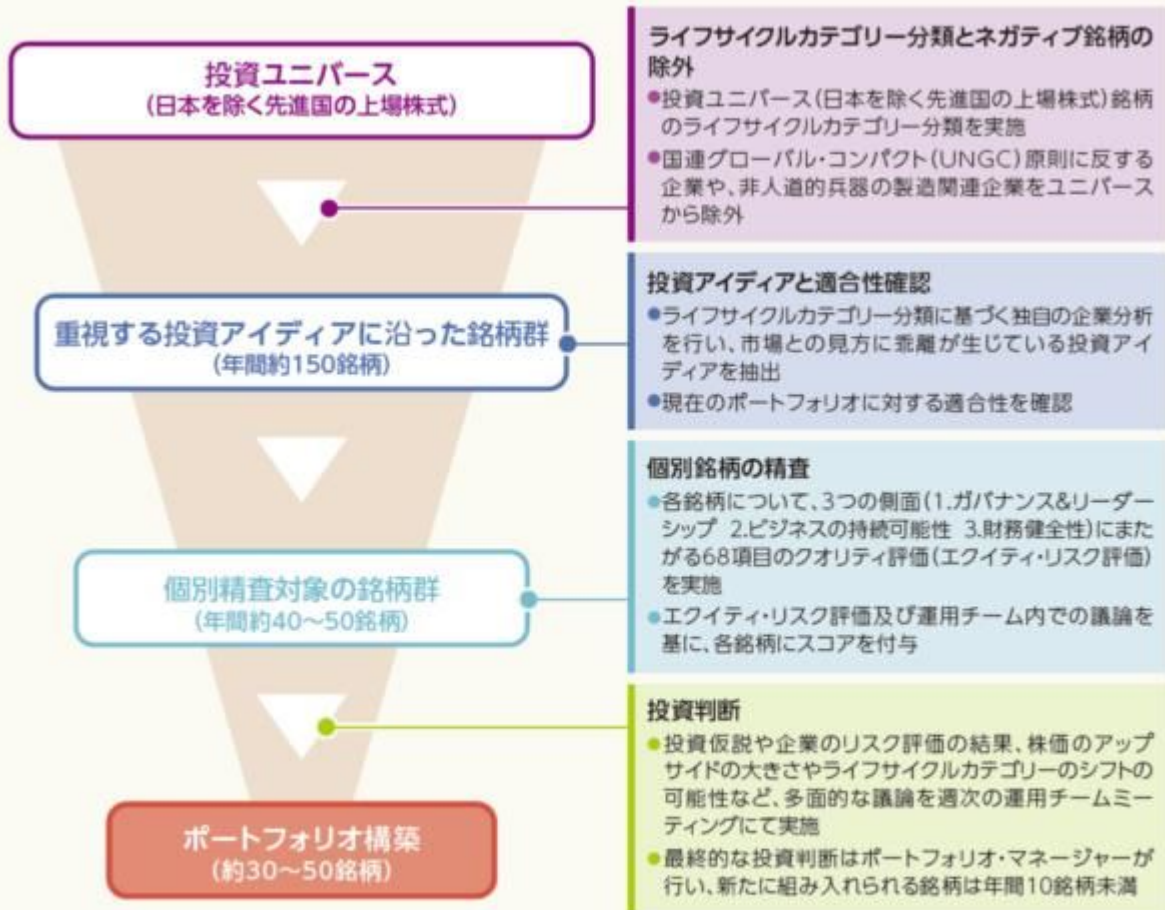
[パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の概要]

- パインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つグローバルな資産運用グループ「PineBridge Investments」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言業務を展開しております。
- PineBridge Investmentsについて
確信度の高い銘柄選択によるアクティブ運用を強みとするグローバル資産運用会社です。様々な分野・市場・地域に精通した専門家が協力し、最良の投資アイデアを共有することのできるオープンな企業文化を有しています。
2025年12月、メットライフの機関投資家向け資産運用部門であるメットライフ・インベストメント・マネジメントと経営統合いたしました。2025年12月31日時点における合計運用資産額は7,417億米ドルとなっており、公募債、私募債、不動産、株式、マルチアセットソリューション、保険会社向けソリューションなど、幅広い分野で世界中の顧客にサービスを提供しています。

[パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーおよびパインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドの概要]

- パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーは、PineBridge Investmentsの米国運用会社です。
- パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドは、PineBridge Investmentsの英国運用会社です。

〔運用プロセス〕



※上記の運用プロセスは2026年4月28日現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶ 先進国株市場型アクティブヘッジ有

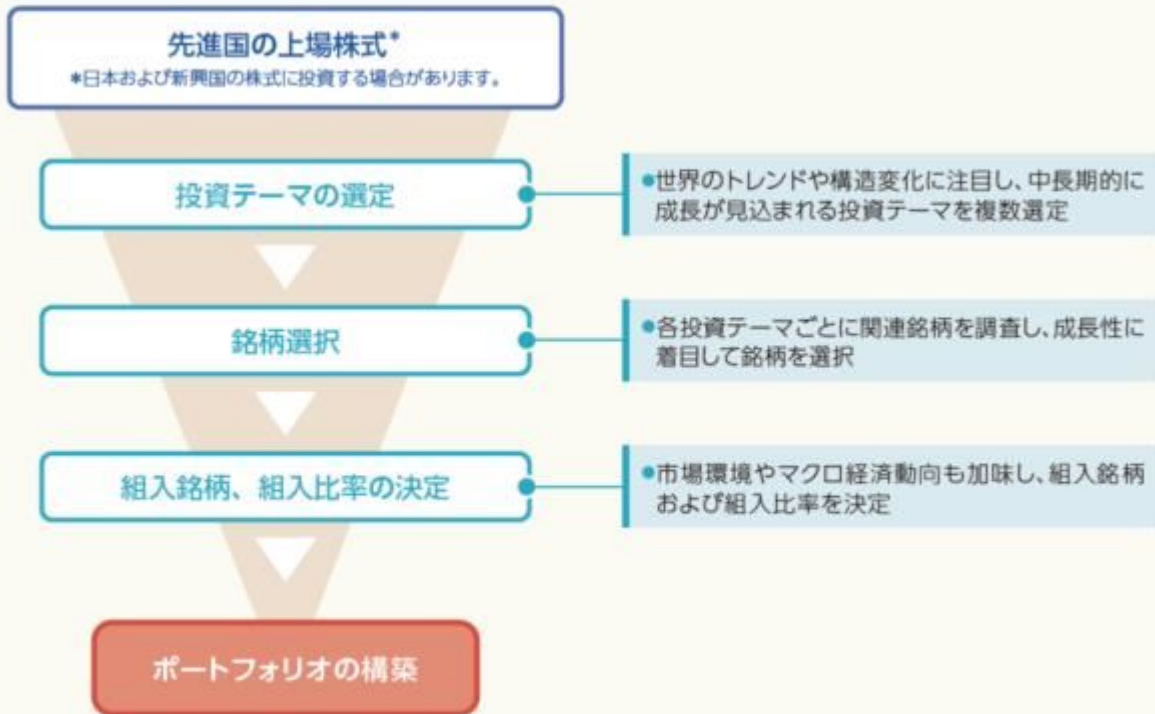
▶ 先進国株市場型アクティブヘッジ無

指定投資信託証券	(先進国株市場型アクティブヘッジ有) ノムラFOFs用・先進国マルチテーマファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用) (先進国株市場型アクティブヘッジ無) ノムラFOFs用・先進国マルチテーマファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	(共通) 先進国マルチテーマ マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に先進国の株式(DR(預託証券)を含みます。)を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。 ※日本および新興国の株式に投資する場合があります。 (先進国株市場型アクティブヘッジ有) ●実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジ(先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。)により為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。ただし、代替ヘッジによっても為替変動リスクの低減の効果が小さいあるいは得られないと判断した通貨については、為替ヘッジを行わない場合があります。 (先進国株市場型アクティブヘッジ無) ●実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.66%(税抜き0.60%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	一部解約時に0.30%
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

〔 野村アセットマネジメント株式会社の概要 〕

- 野村アセットマネジメント株式会社は、野村ホールディングス株式会社を持株会社とする野村グループの資産運用会社です。
- 1997年10月に野村証券投資信託委託株式会社(1959年設立)と野村投資顧問株式会社(1981年設立)が合併して発足した、日本を代表する資産運用会社です。
- 早くから運用と顧客基盤のグローバル化に取り組み、アメリカ、ヨーロッパ、アジア等、海外への積極的な展開を図っています。

〔運用プロセス〕



※上記の運用プロセスは2026年1月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)野村アセットマネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶新興国株アクティブヘッジ有

▶新興国株アクティブヘッジ無

指定投資信託証券	(新興国株アクティブヘッジ有) Oneエマージング・ハイクオリティ株式ファンド(限定為替ヘッジ) (FOFs用) (適格機関投資家限定) (新興国株アクティブヘッジ無) Oneエマージング・ハイクオリティ株式ファンド(為替ヘッジなし) (FOFs用) (適格機関投資家限定)
形 態	国内籍投資信託
運用の基本方針	(共通) ●エマージング・ハイクオリティ株式マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、新興国の企業(新興国以外で法人登録されている企業を含みます。)の株式に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。 ●オールスプリング・グローバル・インベストメンツ・エルエルシーにマザーファンド受益証券の運用の指図に関する権限の一部(株式等の運用の指図に関する権限)を委託します。 (新興国株アクティブヘッジ有) 原則として米ドル売り/円買いの為替取引を行い、為替変動リスクの一部低減を目指します。 (新興国株アクティブヘッジ無) 原則として為替ヘッジは行いません。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.935%(税抜き0.85%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	一部解約時に0.30%
委託会社	アセットマネジメントOne株式会社
投資顧問会社	オールスプリング・グローバル・インベストメンツ・エルエルシー
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

〔アセットマネジメントOne株式会社の概要〕

- アセットマネジメントOne株式会社は、2016年10月に発足した資産運用会社で、「投資顧問事業」と「投資信託事業」の双方の事業領域を持ち、預かり残高はアジア有数の規模を誇ります。
- 世界有数の機関投資家のニーズに応える質の高い運用サービスを個人投資家にも提供しており、グローバル調査体制に支えられたアクティブ運用、経験豊富なチームを要するインデックス運用、金融工学を駆使したクオンツ運用は格付機関等から高評価を得ています。
- 社会の持続可能性に貢献するため、環境問題・社会・ガバナンスの観点を考慮した責任投資に特化したチームを擁し、積極的に取り組んでいます。

〔オールスプリング・グローバル・インベストメンツ・エルエルシーの概要〕

- マザーファンドの運用再委託先であるオールスプリング・グローバル・インベストメンツ・エルエルシーは、米国の独立系資産運用会社で、米国ノースカロライナ州シャーロットを主な拠点としています。
- 同社は、エマージング株式投資において豊富な経験を有しております。

〔運用プロセス〕

STEP1

クオリティ・プール
(約300銘柄)

- 投資ユニバース(流動性基準を満たす2,000~2,500銘柄)から、【クオリティ基準】を満たすクオリティ・プールを構築します。
- クオリティ・プール内の銘柄は、高い収益率を長期的に維持できる条件を備えた各分野のリーダー的企業という観点から選定します。
- 新規銘柄の発掘にあたっては、アナリストは、定量および定性スクリーニング、企業とのディスカッション、有益な外部情報源、出張による現地訪問やカンファレンスなどの手段を活用し投資アイデアを創出します。

STEP2

ファンダメンタル
分析

- 企業の競争的地位、成長見通し、財務内容・業績、経営陣の質などに着目し、ファンダメンタル評価を行います。
- 割引キャッシュフロー分析による継続企業としての価値の測定、事業ごとの価値を合計するサム・オブ・ザ・パーツ法による保有資産の売却価値の測定を通じて、企業の本質的価値の分析を行います。
- 長期的・構造的な成長要因を持ちながらもその成長性が過小評価されている銘柄や、一時的な問題に直面しているまたは投資家の関心を失っているものの回復が期待できる企業を選別します。

STEP3

ポートフォリオ構築
(70~110銘柄程度)

- 企業の本質的価値に対し、株価が十分に割安と判断される銘柄を選定し、確信度に応じて組入比率を調整します。
- ポートフォリオの構築にあたっては、リサーチの過程におけるアナリストとの対話や、アナリスト推奨の確信度および相対的な投資妙味、ポートフォリオ全体の地域・セクター配分を含むリスク特性、その時点での市場・経済環境などを総合的に勘案します。
- 個別銘柄、セクター別配分、国別配分のウェイト制限等により、ポートフォリオのリスク管理を実施します。

STEP4

モニタリング・
売却判断

- 以下により、首尾一貫したモニタリングおよびリスク管理を徹底しています。
 - ①内部モニタリング:各保有銘柄のファンダメンタルズ変化および価格の変動のモニタリング
 - ②外部モニタリング:競合他社の動向や経済・業界の状況などの経営環境についてモニタリング
 - ③個別銘柄、投資国、セクターレベルでのアクティブ・リスク・エクスポージャーのモニタリングおよび検証
 - ④意図しないリスク・エクスポージャーに対する警戒
- 保有銘柄の一部または全部売却においては、投資目的の達成、ファンダメンタルズあるいは価格の重大な変化、マクロ経済環境の重大な変化、投資分析における誤りの発覚などが判断材料となります。

※上記の運用プロセスは2026年1月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)アセットマネジメントOne株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶日本債アクティブ

指定投資信託証券	明治安田日本債券アクティブ・オープン(FOFs用) (適格機関投資家専用)	
形態	国内籍投資信託	
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ●明治安田日本債券アクティブ・マザーファンド受益証券への投資を通じて、邦貨建ての国債、政府保証債、地方債、利付金融債、社債等へ分散投資を行うとともに、国債先物取引、国債先物オプション取引、選択権付債券売買取引(国債店頭オプション取引)等を行い、信託財産の長期的な成長を目指します。 ●NOMURA-BPI (総合) をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。 ●信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社によるBBB格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると判断した公社債に投資します。 <p>※格付記号は、一般的な長期債務格付けを表示していますが、格付機関により異なる記号を使用している場合があります。</p>	
信託報酬等	各計算期間の信託報酬率は、各計算期間の初日に属する月の前月の最終営業日における日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じ、次に掲げる率となります。なお、信託報酬率は各計算期間ごとに見直されます。	
	新発10年固定利付国債の利回り(終値)	信託報酬率
	1%未満	年0.176%(税抜き0.16%)
	1%以上	年0.264%(税抜き0.24%)
	※上記のほか、その他の費用がかかります。	
信託財産留保額	ありません。	
委託会社	明治安田アセットマネジメント株式会社	
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。	

[明治安田アセットマネジメント株式会社の概要]

- 明治安田アセットマネジメント株式会社は、1986年11月の発足以来、明治安田生命グループの中核の資産運用会社として、年金基金・機関投資家から個人投資家まで幅広い運用サービスを提供しています。
- 高品質の資産運用サービスのご提供を目指し、運用力・営業サービス力・商品開発力を強化し、投資家のニーズにあった運用商品のご提供、わかりやすい情報開示、きめ細かなサポート体制の充実に努めます。
- 投資家に最も信頼され、満足いただける資産運用会社を目指すとともに、インベストメント・チェーンの一員として持続可能な社会の形成に貢献します。

〔運用プロセス〕

マクロ経済分析

ファンダメンタルズ分析を重視したトップダウン分析

以下の3つの観点から、各戦略を策定・構築

デュレーション戦略

経済指標、ファンダメンタルズ、株式・為替等の市場環境の定性分析プラス定量分析で戦略を決定

イールドカーブ戦略

自社開発モデルによる定量分析結果に定性判断を加えて戦略を決定

種別・個別銘柄戦略

クレジット・アナリストの企業・銘柄評価、クレジット市場の環境評価を基に戦略を決定

戦略ミーティング(全体の戦略決定)

ポートフォリオ構築(リスクコントロール)

戦略ミーティングで各戦略を議論・決定し、ポートフォリオ全体としてのリスクコントロールを行ったうえでポートフォリオを構築

※上記の運用プロセスは2026年1月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)明治安田アセットマネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶ 先進国債アクティブヘッジ有

▶ 先進国債アクティブヘッジ無

指定投資信託証券	(先進国債アクティブヘッジ有) GIM先進国債債券ファンドF(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用) (先進国債アクティブヘッジ無) GIM先進国債債券ファンドF(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	<p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● GIM先進国債債券マザーファンド(適格機関投資家専用)(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を通じ、先進国の債券を主要投資対象とし、この投資信託にかかる信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。 ● マザーファンド受益証券の運用と(為替ヘッジあり)の為替ヘッジにかかる運用をJPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドに委託します。また、JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドは、マザーファンド受益証券に適用される証拠金規則に基づく担保に関する運用および管理業務をJ.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクに更に委託します。 ● マザーファンド受益証券は、保有する債券について、その建値以外の通貨(円以外)に基づく為替アクティブポジションを構築し、為替運用からの収益の獲得も目指します。 <p>(先進国債アクティブヘッジ有)</p> <p>実質的に保有する外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行い、円高リスクの抑制を図りつつ、マザーファンド受益証券への投資を通じて外国通貨間の為替運用からの収益の獲得を目指します。</p> <p>(先進国債アクティブヘッジ無)</p> <p>実質的に保有する外貨建資産について、為替ヘッジは行いません。なお、マザーファンド受益証券への投資を通じて外国通貨間の為替運用からの収益の獲得を目指します。</p>
信託報酬等	純資産総額に対して年0.4609%(税抜き0.419%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
投資顧問会社	JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド (マザーファンド受益証券に適用される証拠金規則に基づく担保に関する運用および管理業務は、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクが行います。)
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

[JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社の概要]

- JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社は世界有数の金融持株会社であるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニー傘下の資産運用部門であるJ.P.モルガン・アセット・マネジメント*の日本拠点です。
- J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、日本市場の成長性に着目し、1985年には外資系としていち早く投資顧問業に参入、同じく1990年には投資信託業務に参入するなど、日本においても40年以上の歴史を培ってまいりました。

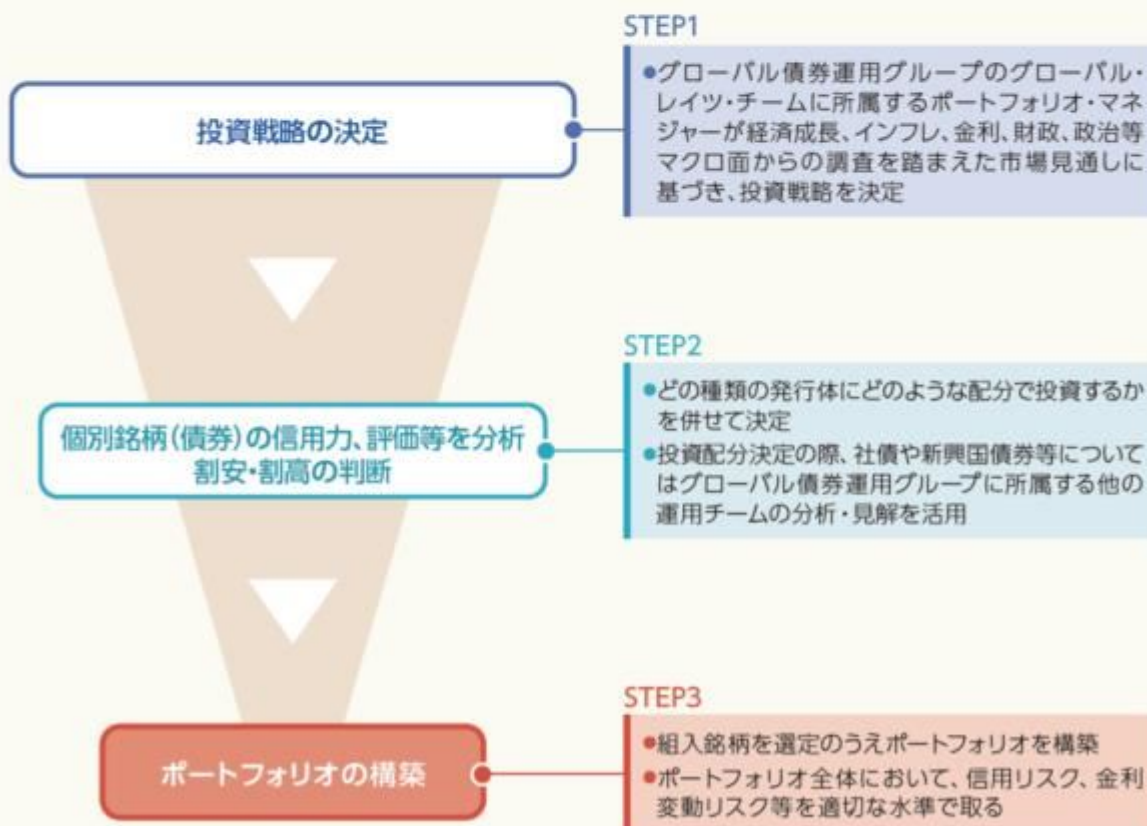
[JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドおよび J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクの概要]

- JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドはJ.P.モルガン・アセット・マネジメントの欧州拠点で、グループの中核を担う資産運用会社です。
- J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクはJ.P.モルガン・アセット・マネジメントの米国(ニューヨーク)拠点で、南北アメリカ地域を中心として資産運用を提供しています。

*J.P.モルガン・アセット・マネジメント

JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドであり、世界有数の資産運用グループです。長い歴史の中で蓄積してきた運用ノウハウを活かして、常に競争力のある運用サービスを提供しています。

[運用プロセス]



※上記の運用プロセスは2026年1月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶新興国債アクティブヘッジ有

▶新興国債アクティブヘッジ無

※以下は、2026年6月19日現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

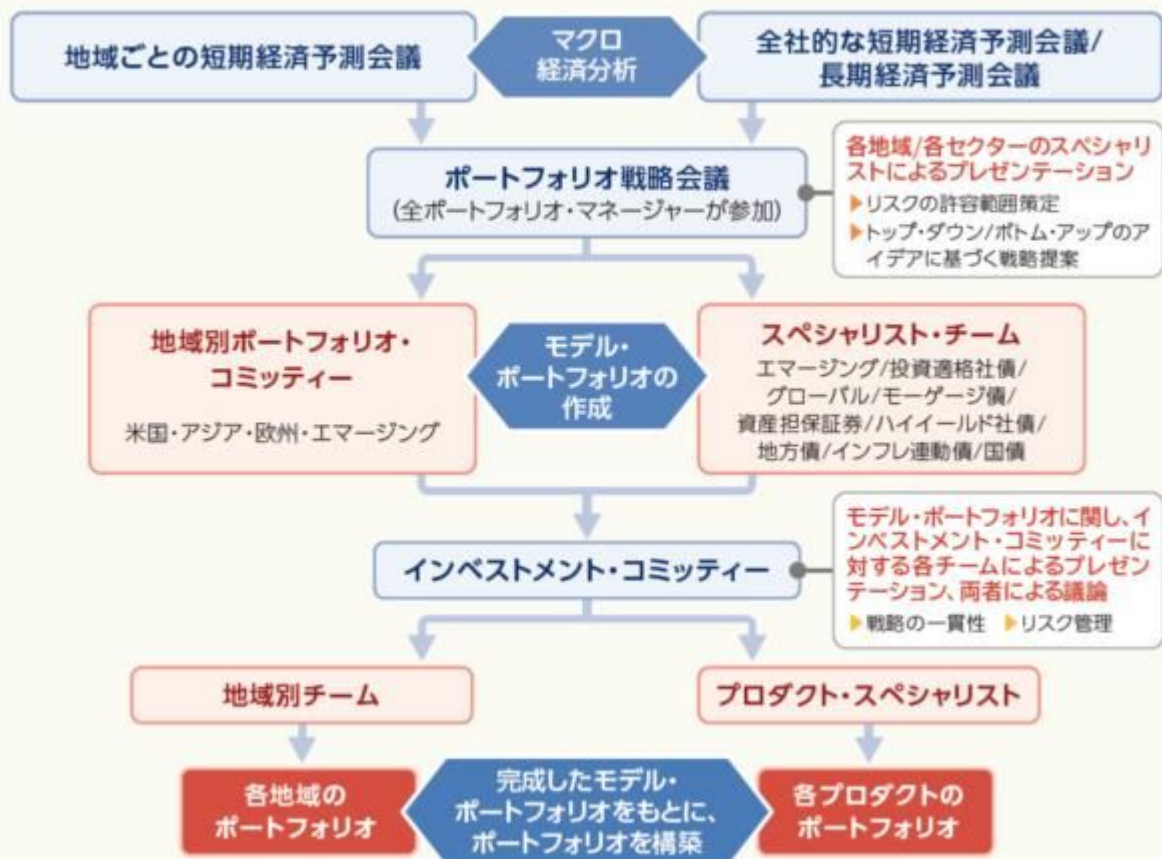
指定投資信託証券	(新興国債アクティブヘッジ有) ピムコ パミュダ trusts II - ピムコ エマージング ボンド(エン・ヘッジド)インカム ファンド クラスS (新興国債アクティブヘッジ無) ピムコ パミュダ trusts II - ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド クラスS
形態	パミュダ籍契約型投資信託(円建て)
運用の基本方針	(共通) ●ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド(M)への投資を通じて、米ドル建てを中心とした世界のエマージング債券等を実質的な主要投資対象として、分散投資を行います。 (新興国債アクティブヘッジ有) ●JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド(円ヘッジベース)をベンチマークとします。 ●原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。 (新興国債アクティブヘッジ無) ●JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)をベンチマークとします。 ●原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。
運用管理費用等	運用管理費用 年0.55%程度 ※上記のほか、ファンドの取引関連費用、法的費用、会計・監査および税務上の費用ならびにその他の費用を負担します。また、これらは、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
信託財産留保額	ありません。
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(PIMCO)
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

[パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(PIMCO)の概要]

- PIMCOは、債券専門の運用会社として1971年に設立され、市場の変化に合わせて様々な債券投資戦略を創り出し、世界中の中央銀行、政府系ファンド、年金基金、事業会社、財団、基金、個人のお客様に提供してまいりました。
- 運用規模と専門性の高いリソースを活かし、商品の多様なプラットフォームを構築しています。

〔運用プロセス〕

■投資対象とする外国投資信託の運用は、エマージング債券運用チームが担当します。



※上記の運用プロセスは2026年1月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)ピムコジャパンリミテッドの情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶ Jリートアクティブ

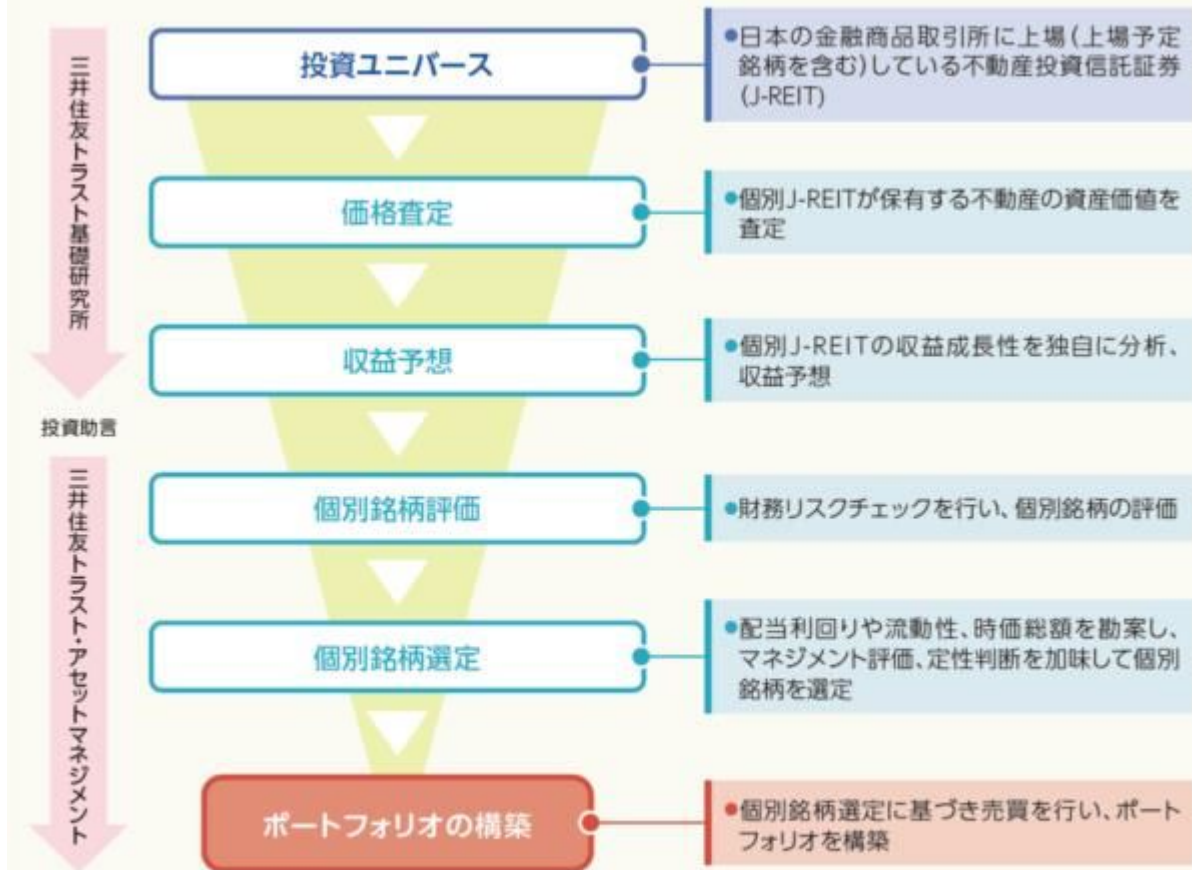
当ファンドは特化型運用を行います。

指定投資信託証券	SMTAM・FOFs用J-REIT・リサーチ・オープン(適格機関投資家専用)
形 態	国内籍投資信託
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● J-REIT・リサーチ マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本の取引所に上場(上場予定ならびに日本の取引所に準ずる市場で取引されている場合を含みます。)している不動産投資信託証券(以下「J-REIT」といいます。)に投資し、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 ● J-REITへの投資にあたっては、各銘柄の投資適格性等を考慮したうえで、投資環境調査、各銘柄の保有不動産分析、収益ならびに配当の予想等に基づき、銘柄選択を行います。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.363%(税抜き0.33%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	一部解約時に0.30%
委託会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

〔 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の概要 〕

- 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社は、2018年10月に三井住友信託銀行株式会社の資産運用機能を統合しました。
- 経済・市場環境が大きく変化する中、運用力と商品開発力、世界各地に広がるビジネスネットワーク等、運用会社としての総合力を活かし、投資家の長期的な資産形成や社会の発展に貢献します。
- J-REIT運用においては、不動産の分野に特化したシンクタンクである株式会社三井住友トラスト基礎研究所の分析情報を活用するなど、グループの総力を結集した質の高い運用商品を提供しています。

〔運用プロセス〕



※上記の運用プロセスは2026年1月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶ グリートアクティブヘッジ有

▶ グリートアクティブヘッジ無

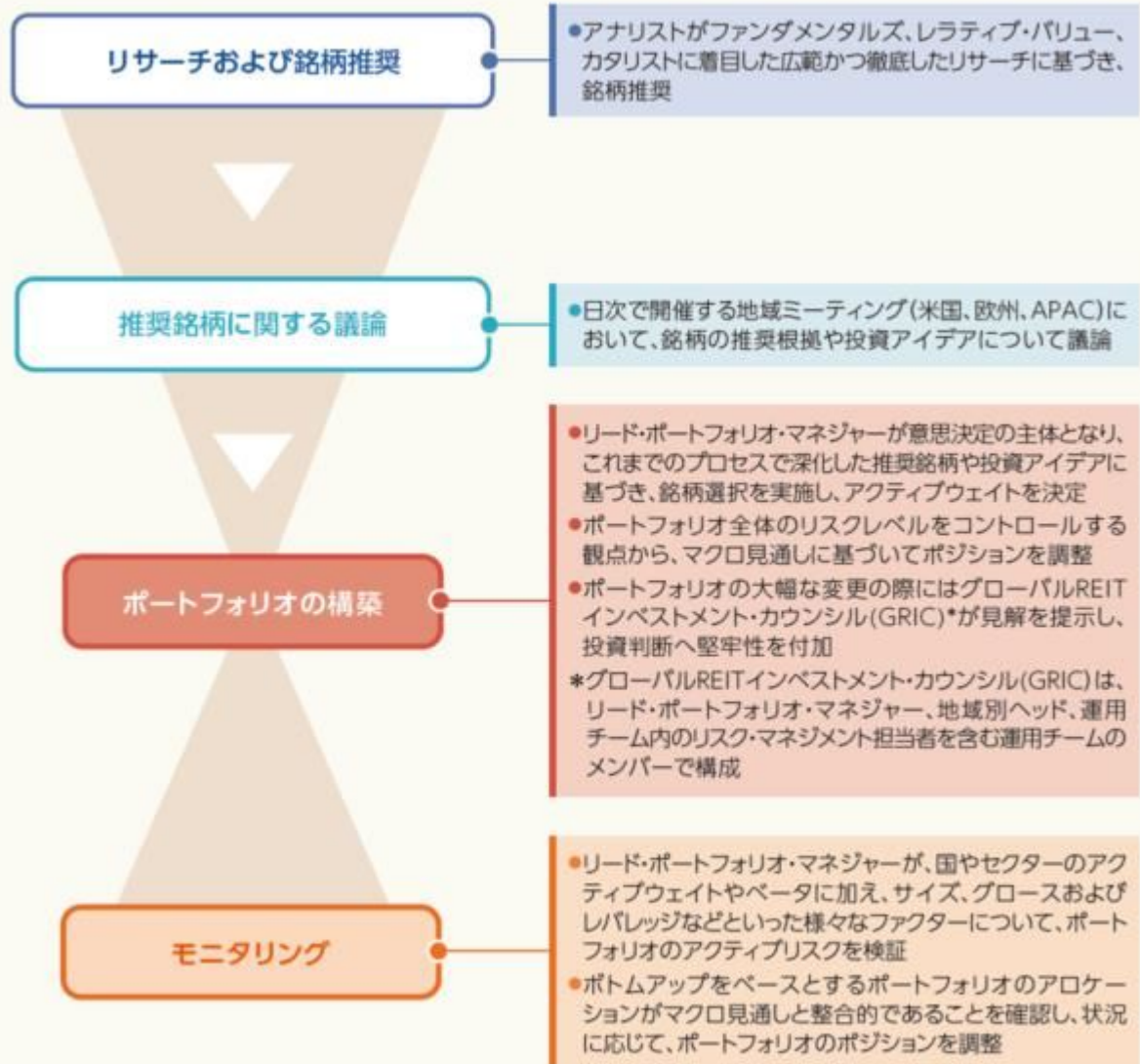
指定投資信託証券	(グリートアクティブヘッジ有) SMDAM/プリンシパルFOFs用外国リートF・為替ヘッジあり(適格機関投資家限定) (グリートアクティブヘッジ無) 大和住銀/プリンシパルFOFs用外国リートF(適格機関投資家限定)						
形態	国内籍投資信託						
運用の基本方針	<p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外国リートマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とします。 ● 運用にあたっては、「事業のファンダメンタルズの改善とその持続性」、「株価上昇のカタリスト」、「バリュエーション」の観点からのボトムアップ・アプローチをベースとし、十分に分散の効いたポートフォリオを構築します。 ● マザーファンド受益証券の運用の指図に関する権限をプリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシーに委託します。 <p>(グリートアクティブヘッジ有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。一部の通貨について、為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。 <p>(グリートアクティブヘッジ無)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 						
信託報酬等	<p>純資産総額に対して</p> <table> <tr> <td>150億円までの部分</td> <td>年0.66%(税抜き0.60%)</td> </tr> <tr> <td>150億円超500億円までの部分</td> <td>年0.605%(税抜き0.55%)</td> </tr> <tr> <td>500億円超の部分</td> <td>年0.55%(税抜き0.50%)</td> </tr> </table> <p>※上記のほか、その他の費用がかかります。</p>	150億円までの部分	年0.66%(税抜き0.60%)	150億円超500億円までの部分	年0.605%(税抜き0.55%)	500億円超の部分	年0.55%(税抜き0.50%)
150億円までの部分	年0.66%(税抜き0.60%)						
150億円超500億円までの部分	年0.605%(税抜き0.55%)						
500億円超の部分	年0.55%(税抜き0.50%)						
信託財産留保額	ありません。						
委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社						
投資顧問会社	プリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシー						
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。						

[プリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシーの概要]

- プリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシーは、米国アイオワ州で設立されたプリンシパル・ファイナンシャル・グループ傘下の不動産運用に特化した運用会社です。
- プリンシパル・ファイナンシャル・グループは60年以上*にわたる不動産投資の実績を有しており、公募不動産エクイティ(REIT)のほか、私募不動産エクイティ、私募不動産デット、公募不動産デットの4つの不動産運用サービスを提供しています。

*経験年数にはプリンシパル・ライフ・インシュランス・カンパニーにて不動産運用を開始した時点から現在までの期間を含みます。

〔運用プロセス〕



※上記の運用プロセスは2026年1月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)プリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシーの情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

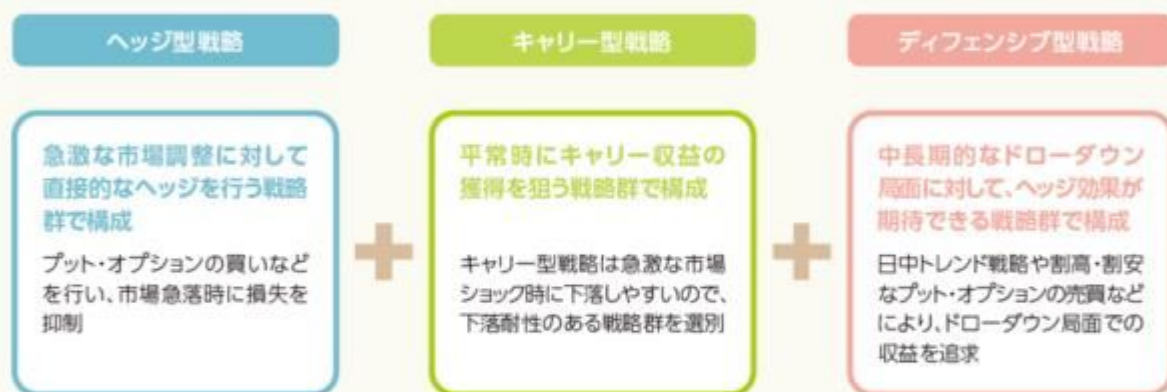
▶ヘッジファンドマルチ戦略

指定投資信託証券	SMDAM/FOFs用マルチ戦略ファンド(適格機関投資家限定)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ●絶対収益を追求する運用戦略の成果(以下「参照戦略指数」といいます。)に概ね連動するケイマン籍特別目的会社(SPC)のLUMINIS II Limited*の発行する円建債券(以下「円建債券」といいます。)への投資を通じて、絶対収益の獲得を目指し運用を行います。 ●参照戦略指数は、市場平常時のキャリー獲得を目指しつつ、株式等のリスク資産が大きく下落する局面において抵抗性を得るために、複数の運用戦略(ヘッジ型戦略、ディフェンシブ型戦略、キャリー型戦略)の投資成果の組み合わせとなります。なお、運用戦略は、実質的に世界の株式、債券、クレジット、為替、コモディティ等の派生商品を中心に運用されます。 <p>※参照戦略指数はアクティブ運用されるものでなく、各運用戦略や各運用戦略の構成要素の配分・比率は、あらかじめ定められた参照戦略指数の要項にしたがって行われます。</p> <p>※円建債券は債券管理費用(最大年0.1%)がかかります。また、円建債券が概ね連動する参照戦略指数は、当該指数に関する戦略維持費用(年0.1%)および戦略取引費用を控除したものととなります。戦略取引費用は各運用戦略のポジションを構築するために発生する取引コスト相当額であり、市場環境に応じて各運用戦略の配分は変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>
信託報酬等	純資産総額に対して年0.1925%(税抜き0.175%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

*LUMINIS II Limitedは、ゴールドマン・サックスが仕組み債等を組成する目的で設定したケイマン諸島籍の特別目的会社です。ゴールドマン・サックスとは一切の資本関係はありません。発行する債券毎に裏付けとなる資産が管理されることによって、一般的な社債のような発行体の信用リスクから切り離されています。

〔運用戦略・運用プロセス〕

- 平常時にキャリー収益を確保しつつ、市場ショック時に大きな収益が獲得できる戦略を構築します。
- 市場ショックといってもその深度やスピードは異なるため、キャリー収益とのバランスも踏まえ以下の3つの戦略群を組み合わせます。
- 平常時でもプラスの収益となるように、キャリー型戦略に効果的に資産を配分します。



プット・オプションとは

対象資産(株式など)を特定の価格(権利行使価格)で特定の日(満期日)に売ることが出来る権利をいいます。

※上記の運用プロセスは2026年1月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)ゴールドマン・サックスの情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

< 参照戦略指数について >

参照戦略指数スポンサーまたは参照戦略指数計算代理人（またはそれぞれの関連会社もしくは子会社、それぞれの取締役、役員、従業員、代表者、受任者もしくは代理人）のいずれも、構成要素の変更またはその差替を含むがこれらに限定せず、参照戦略指数もしくは参照戦略指数の価額の提供（もしくはその不履行）およびある者による参照戦略指数もしくは参照戦略指数の価額の使用に関して行われた（もしくは行われなかった）あらゆる決定または事柄について、（過失の結果であるか否かにかかわらず）いかなる者に対しても責任を負わないものとします。参照戦略指数スポンサーまたは参照戦略指数計算代理人のいずれも、受託者としてではなく本人として行動し、参照戦略指数について受託責任を負うものではありません。参照戦略指数の計算にあたり、参照戦略指数計算代理人は、第三者である情報源からデータおよび情報を取得し、利用します。参照戦略指数計算代理人または参照戦略指数スポンサー（またはそれぞれの関連会社もしくは子会社、またはそれらの取締役、役員、従業員、代表者、受任者もしくは代理人）のいずれも、かかる情報を独自に検証せず、かかるデータもしくは情報の品質、正確性または完全性について、何ら保証しません。したがって、参照戦略指数計算代理人または参照戦略指数スポンサー（またはそれぞれの関連会社もしくは子会社、それぞれの取締役、役員、従業員、代表者、受任者もしくは代理人）のいずれも、参照戦略指数の品質、正確性または完全性について何ら保証しません。参照戦略指数計算代理人または参照戦略指数スポンサーのいずれも、参照戦略指数の価額の算定または頒布における誤謬について、（契約、不法行為その他のいずれによるかを問わず）いかなる者に対しても何ら責任を負わないものとし、また、参照戦略指数計算代理人または参照戦略指数スポンサーのいずれも、自らが認識することとなった誤謬について、いかなる者に対してもこれを通知する義務を何ら有していません。参照戦略指数計算代理人または参照戦略指数スポンサー（またはそれぞれの関連会社もしくは子会社、それぞれの取締役、役員、従業員、代表者、受任者もしくは代理人）のいずれも、（A）参照戦略指数に連動した取引に関連するリスクの取得または引き受けの適否、（B）特定の日時における参照戦略指数の価額、（C）参照戦略指数または参照戦略指数のいずれかの構成要素の運用成績に連動した商品において投資家に発生する損益、または（D）その他の事項について、明示的か黙示的かを問わず、何らの表明または保証も行いません。

参照戦略指数計算代理人または参照戦略指数スポンサー（またはそれぞれの関連会社もしくは子会社、それぞれの取締役、役員、従業員、代表者、受任者もしくは代理人）のいずれも顧問または受託者として行為しません。

参照戦略指数計算代理人または参照戦略指数スポンサー（またはそれぞれの関連会社もしくは子会社、それぞれの取締役、役員、従業員、代表者、受任者もしくは代理人）のいずれも、参照戦略指数、これに含まれるあらゆるデータもしくは情報、またはこれが基づくあらゆるデータもしくは情報に関する商品性または特定目的への適合性について、明示的か黙示的かを問わず、何らの表明または保証も行わず、またそれぞれがこれらについて否認します。

参照戦略指数は構造化されており、参照戦略指数の価額は当該指数に連動するいかなる取引も考慮せずに算出されます。参照戦略指数スポンサーおよび参照戦略指数計算代理人は、参照戦略指数の構造化、参照戦略の価額の算出、参照戦略指数に関連する裁量権の行使または決定に際して、いかなる者の利益についても考慮する義務はありません。

上記の内容を制限することなく、いかなる場合においても、参照戦略指数計算代理人または参照戦略指数スポンサーは、直接的、間接的、特別、懲罰的、派生的またはその他の損害（逸失利益を含みます。）について、かかる損害の可能性について通知を受けていたとしても、（契約、不法行為その他によるかを問わず）いかなる者に対しても何ら責任を負いません。

本免責事項の内容のいずれも、かかる責任の排除または制限が法律で認められていない場合は、責任を排除または制限するものではありません。

▶ヘッジファンドアクティブ戦略

指定投資信託証券	ブラックロック・ストラテジック・ファンズ ブラックロック・システムティック・スタイル・ファクター・アブソリュート・リターン・ファンド クラスI2(JPYヘッジド)
形態	ルクセンブルグ籍会社型投資信託(円建て)
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ●世界の株式、債券、通貨等の複数の資産に投資し、長期的に市場動向に左右されない絶対収益の追求を目指して運用を行います。 ●機動的にエクスポージャーを調整することで様々なスタイルファクター*戦略からプレミアムを獲得することを目指します。 ●バリュー、モメンタム、キャリー、ディフェンシブといったスタイルファクター*を活用し、幅広い投資資産に横断的に投資を行います。 ●原則として米ドル売り円買いの為替取引を行い、為替変動リスクの低減を図ります。 <p>*スタイルファクターとは、ブラックロックの検証により、法則性があり有効であると考えられる投資家の行動特性のことで、各資産および各銘柄の値動きに好影響を与えらるる要素をいいます。</p>
運用管理費用等	<p>純資産総額に対して</p> <p>運用報酬等 年0.55%程度</p> <p>年間サービス費用等 年0.30%以内</p> <p>※上記のほか、保管に関する費用等がかかりますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率等を示すことができません。年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回ることがあります。</p>
信託財産留保額	ありません。
管理会社	ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー
投資顧問会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

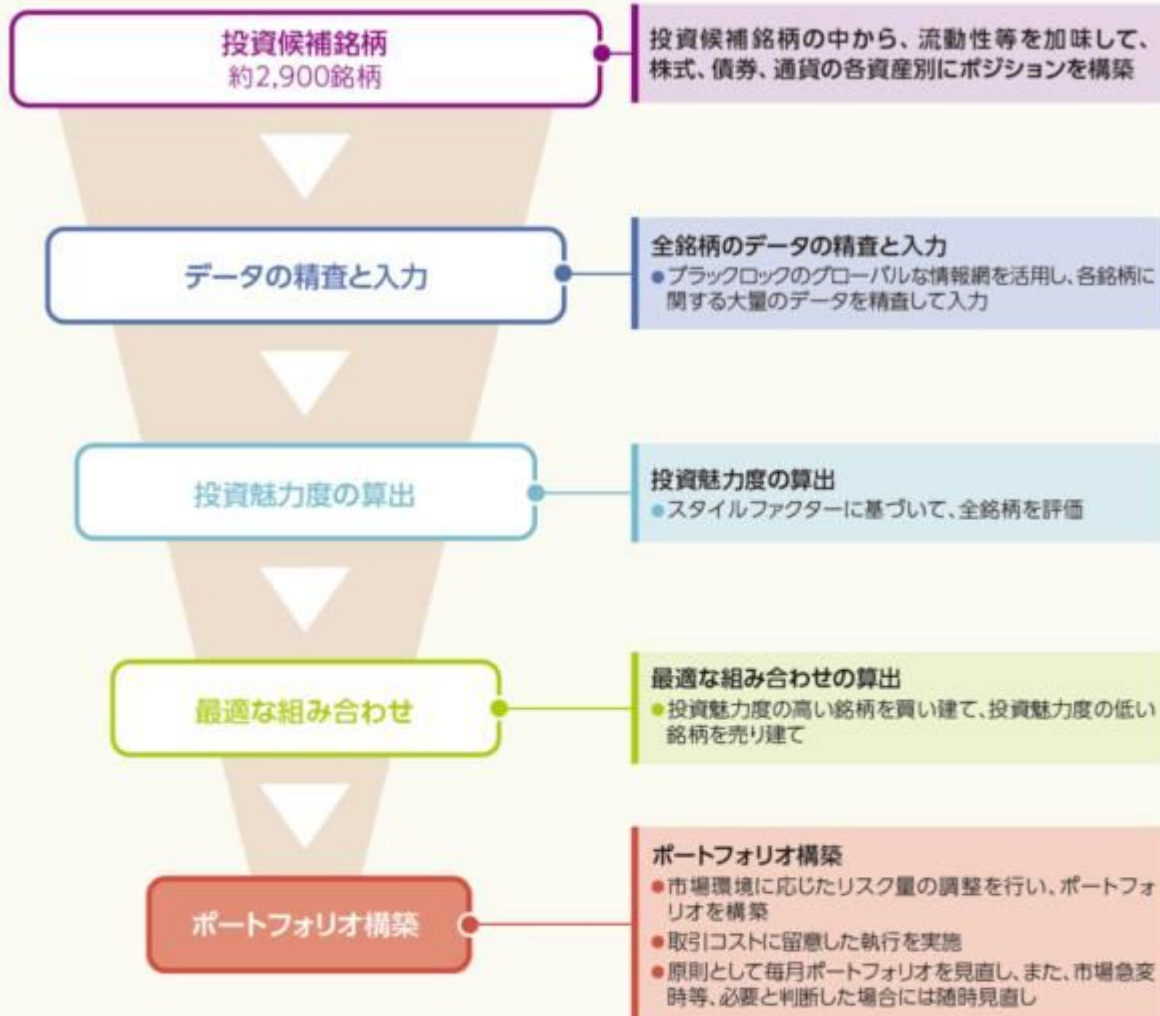
〔 ブラックロックの概要 〕

- ブラックロックは、1988年設立の運用資産残高で世界最大級の運用会社です。資産運用とリスクマネジメントの分野において金融業界にイノベーションを起こすグローバル企業として、世界の主要な金融機関、年金基金、財団、公的機関、個人投資家のお客様に幅広いサービス・商品を提供しています。

〔 ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シーの概要 〕

- ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シーは、ブラックロック・グループの投資顧問会社の一つであり、当ファンドの指定投資信託証券の実質的な運用を行っております。

〔運用プロセス〕



※上記の運用プロセスは2026年1月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)ブラックロックの情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

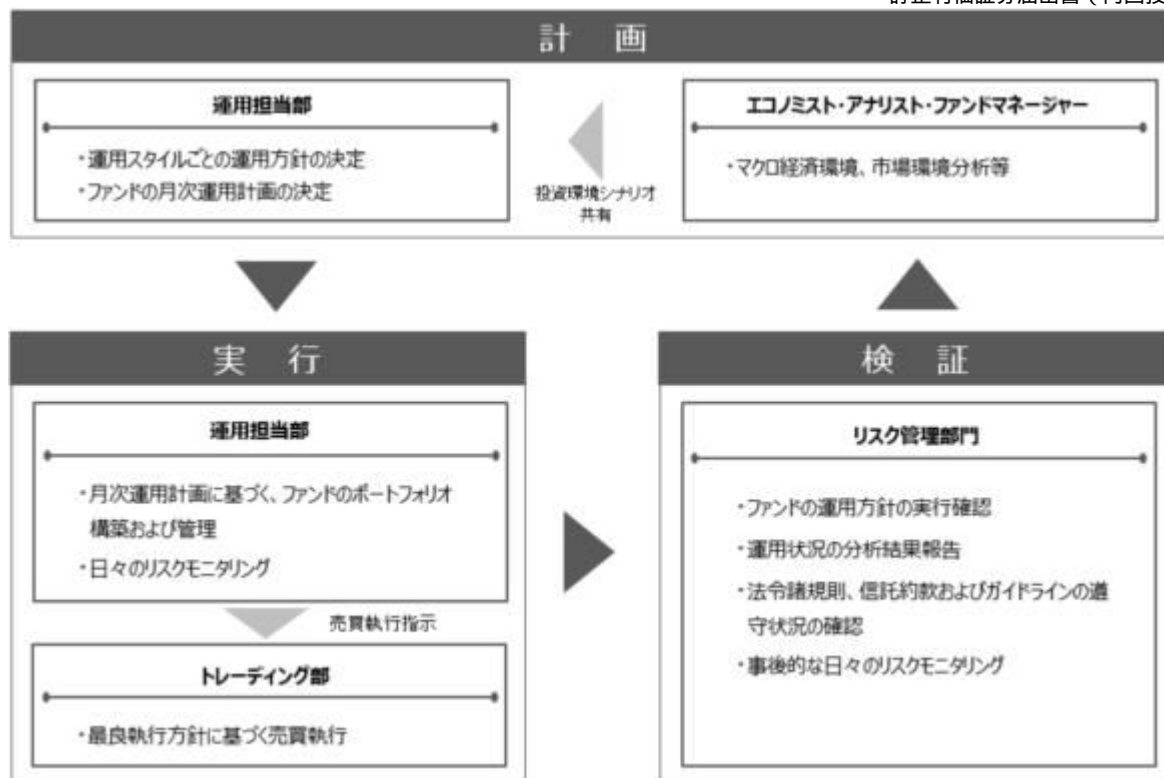
▶ キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

運用の基本方針	本邦貸建て公社債および短期金融商品等に投資し、利息等収入の確保を図ります。
信託報酬等	ありません。ただし、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社

(3) 【運用体制】

<更新後>

イ ファンドの運用体制



リスク管理部門の人員数は、約40名です。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の組入れは、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上、選定しています。また、定性・定量面における評価を継続的に実施するとともに、投資対象としての適格性を定期的に判断します。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

3【投資リスク】

<更新後>

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

各ファンドの主要なリスクは以下の通りです。内容につきましては、後掲をご覧ください。

ファンド名	価格変動リスク				信用 リスク	為替変動リスク		カントリー リスク	流動性 リスク
	株式市場 リスク	債券市場 リスク	不動産 投資信託 (リート) に関する リスク	派生商品 リスク		為替 ヘッジ あり	為替 ヘッジ なし		
日本株クオリティ	●				●				●
日本株市場型 アクティブ	●				●				●
先進国株 クオリティヘッジ有	●				●	●		●	●
先進国株 クオリティヘッジ無	●				●		●	●	●
先進国株市場型 アクティブヘッジ有	●				●	●		●	●
先進国株市場型 アクティブヘッジ無	●				●		●	●	●
新興国株 アクティブヘッジ有	●				●	●		●	●
新興国株 アクティブヘッジ無	●				●		●	●	●
日本債アクティブ		●		●	●				●
先進国債 アクティブヘッジ有		●			●	●		●	●
先進国債 アクティブヘッジ無		●			●		●	●	●
新興国債 アクティブヘッジ有		●			●	●		●	●
新興国債 アクティブヘッジ無		●			●		●	●	●
Jリートアクティブ			●		●				●
Gリート アクティブヘッジ有			●		●	●		●	●
Gリート アクティブヘッジ無			●		●		●	●	●
ヘッジファンド マルチ戦略*	●	●	●	●	●		●	●	●
ヘッジファンド アクティブ戦略*	●	●	●	●	●	●		●	●

※ヘッジファンドマルチ戦略およびヘッジファンドアクティブ戦略は上記のリスクに限定されません。また、上記全てのリスクをとらない場合もあります。

(イ) 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ロ) 債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

(ハ) 不動産投資信託（リート）に関するリスク

リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値や賃貸収入、個々のリートの事業活動や財務状況等によっても価格が変動します。これらにより、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ニ）派生商品リスク

各種派生商品（先物取引、オプション取引、各種スワップ取引等）の活用は、当該派生商品価格が、その基礎となる資産、利率、指数等の変動以上の値動きをすることがあるため、ファンドの基準価額が大きく下落する要因ともなります。また、当該取引において、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により取引が実行されないこと）が生じる可能性があります。

（ホ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ヘ）為替変動リスク

（為替ヘッジあり）

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

原則として対円での為替ヘッジを行うため為替の変動による影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。なお、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。また、一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。なお、各ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。

また、「新興国株アクティブヘッジ有」および「ヘッジファンドアクティブ戦略」については、外貨建資産とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行います。したがって、米ドル建て資産については、為替の変動による影響は限定的と考えられます。なお、実質的な通貨配分にかかわらず、米ドル売り円買いの為替取引を行うため、米ドル以外の組入通貨については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。

（為替ヘッジなし）

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

（ト）カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

（チ）流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

（リ）特化型運用に関する留意点

「Jリートアクティブ」は、特化型運用を行います。したがって、特定の銘柄へ投資が集中することがあり、当該銘柄に経営破たんや経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

（ヌ）絶対収益追求型に関する留意点

「ヘッジファンドマルチ戦略」および「ヘッジファンドアクティブ戦略」は、派生商品取引、為替取引等を活用し、ロング・ポジションあるいはショート・ポジションを構築するとともに、株式、債券、リート、商品等に投資することがあります。なお、派生商品取引・為替取引の基礎となる投

資対象資産・通貨の下落時にロング・ポジションとなっている場合および投資対象資産・通貨の上昇時にショート・ポジションとなっている場合には、損失が発生します。

上記はヘッジファンドマルチ戦略およびヘッジファンドアクティブ戦略の代表的な戦略例であり、採用する戦略はこれらに限定されません。

(ル) 外国税制に関する留意点

投資対象国によっては、有価証券の売買を行う際の売買益等に対して課税される場合があります。将来、これらの税率や課税方法が変更された場合、または新たな税制が適用された場合、基準価額に影響を及ぼすことがあります。

(ロ) 換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

(ワ) 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ロ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。他の運用会社が設定・運用を行うファンドを組み入れる場合は、必要に応じて当該運用会社等の実施する流動性モニタリングの状況等も活用し、流動性リスク管理を行います。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



■日本株クオリティ



ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



■日本株市場型アクティブ



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率：
2022年8月～2026年1月

分配金再投資基準価額：
2021年8月～2026年1月

■先進国株クオリティヘッジ有



ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
2022年8月～2026年1月

他の資産クラス：
2021年2月～2026年1月



■先進国株クオリティヘッジ無



■先進国株市場型アクティブヘッジ有



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



■先進国株市場型アクティブヘッジ無



2021/2 2022/2 2023/2 2024/2 2025/2 2026/1

■新興国株アクティブヘッジ有



2021/2 2022/2 2023/2 2024/2 2025/2 2026/1

■新興国株アクティブヘッジ無



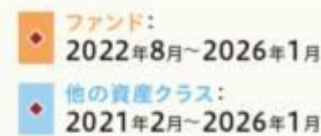
2021/2 2022/2 2023/2 2024/2 2025/2 2026/1

※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



2021/2 2022/2 2023/2 2024/2 2025/2 2026/1

平均値



2021/2 2022/2 2023/2 2024/2 2025/2 2026/1

平均値



2021/2 2022/2 2023/2 2024/2 2025/2 2026/1

平均値

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

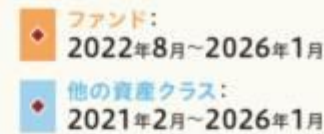


■日本債アクティブ



ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



■先進国債アクティブヘッジ有



■先進国債アクティブヘッジ無



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

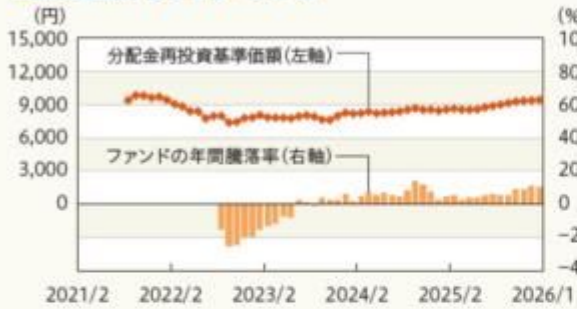
ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率：
2022年8月～2026年1月

分配金再投資基準価額：
2021年8月～2026年1月

■新興国債アクティブヘッジ有



ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
2022年8月～2026年1月

他の資産クラス：
2021年2月～2026年1月



■新興国債アクティブヘッジ無



■Jリートアクティブ



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



■Gリートアクティブヘッジ有



ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

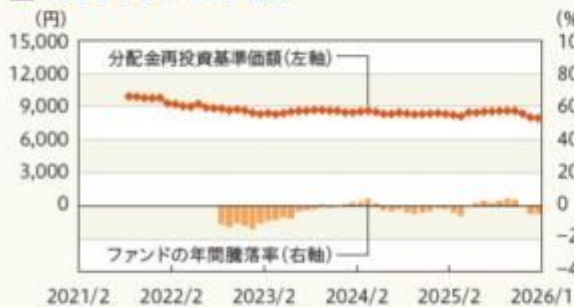
ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



■Gリートアクティブヘッジ無



■ヘッジファンドマルチ戦略



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

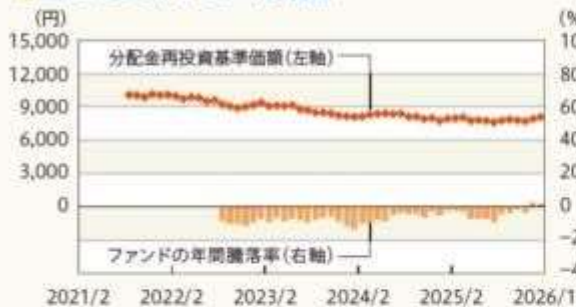
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



ヘッジファンドアクティブ戦略

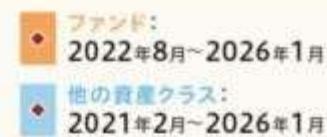


※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	配当込みTOPIX (TOPIX (東証株価指数、配当込み)) 日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。NOMURA-BPIに関する一切の知的財産権その他の一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、同社は、ファンドの運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。同社は、当ファンドのスポンサーではなく、当ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、同社は、当該データの正確性および完全性を保証せず、データの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。同指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利はJ.P. Morganに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<更新後>

純資産総額に以下の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準

価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

日本債アクティブの信託報酬率は、毎月最終営業日における日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り（終値）に応じた率とし、翌月の第1営業日の計上分より適用するものとします。

< 信託報酬率およびその配分、実質的な負担 >

実質的な負担は、2026年6月19日現在の各ファンドの指定投資信託証券の運用管理費用（信託報酬）に基づき記載しています。指定投資信託証券、もしくはその運用管理費用（信託報酬）が変更となった場合には、実質的な負担も変更となる場合があります。

ファンド名	信託報酬率	配分（税抜き）			投資対象とする投資信託	実質的な負担
		委託会社	販売会社	受託会社		
日本株クオリティ	年0.2255% （税抜き0.205%）	年0.15%	年0.03%	年0.025%	最大年0.8558%程度	最大年1.0813% （税抜き0.983%）程度
日本株市場型アクティブ	年0.2255% （税抜き0.205%）	年0.15%	年0.03%	年0.025%	年0.594%程度	年0.8195% （税抜き0.745%）程度
先進国株クオリティヘッジ有	年0.2255% （税抜き0.205%）	年0.15%	年0.03%	年0.025%	年0.517%程度	年0.7425% （税抜き0.675%）程度
先進国株クオリティヘッジ無						
先進国株市場型アクティブヘッジ有	年0.2255% （税抜き0.205%）	年0.15%	年0.03%	年0.025%	年0.66%程度	年0.8855% （税抜き0.805%）程度
先進国株市場型アクティブヘッジ無						
新興国株アクティブヘッジ有	年0.2255% （税抜き0.205%）	年0.15%	年0.03%	年0.025%	年0.935%程度	年1.1605% （税抜き1.055%）程度
新興国株アクティブヘッジ無						
日本債アクティブ	新発10年固定利付国債の利回り（終値）が1%未満				年0.176%程度 ～ 年0.264%程度	年0.319% （税抜き0.29%）程度 ～ 年0.4895% （税抜き0.445%）程度
	年0.143% （税抜き0.13%）	年0.08%	年0.03%	年0.02%		
先進国債アクティブヘッジ有	新発10年固定利付国債の利回り（終値）が1%以上				年	年0.6864% （税抜き
	年0.2255% （税抜き0.205%）	年0.15%	年0.03%	年0.025%		

先進国債 アクティブ ヘッジ無	(税抜き 0.205%)	年0.15%	年0.03%	年0.025%	0.4609% 程度	0.624% 程度
新興国債 アクティブ ヘッジ有 ^{*1}	年0.2255% (税抜き 0.205%)	年0.15%	年0.03%	年0.025%	年0.55% 程度	年0.7755% (税抜き 0.755%)程度
新興国債 アクティブ ヘッジ無 ^{*1}						
Jリート アクティブ	年0.2255% (税抜き 0.205%)	年0.15%	年0.03%	年0.025%	年0.363% 程度	年0.5885% (税抜き 0.535%) 程度
Gリート アクティブ ヘッジ有	年0.2255% (税抜き 0.205%)	年0.15%	年0.03%	年0.025%	最大 年0.66% 程度	最大 年0.8855% (税抜き 0.805%) 程度
Gリート アクティブ ヘッジ無						
ヘッジファンド マルチ戦略	年0.2255% (税抜き 0.205%)	年0.15%	年0.03%	年0.025%	年 0.1925% 程度 + 最大 年0.2% ^{*2}	最大 年0.618% (税抜き 0.58%) 程度
ヘッジファンド アクティブ戦略	年0.2255% (税抜き 0.205%)	年0.15%	年0.03%	年0.025%	年0.85% 程度	年1.0755% (税抜き 1.055%) 程度

* 1 2026年6月19日付で、信託報酬率を年0.8305% (税抜き0.755%) (実質的な負担は年0.8305% (税抜き0.755%)) から当該料率に変更しました。

* 2 投資対象とする投資信託が組み入れる円建債券は債券管理費用(最大年0.1%)がかかりま
す。また、当該円建債券が概ね連動する参照戦略指数は、当該指数に関する戦略維持費用
(年0.1%)および戦略取引費用を控除したものととなります。

上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

各ファンドの指定投資信託証券の運用管理費用(信託報酬)は、料率が把握できる費用の合計で
あり、上記以外の費用がかかる場合があります。また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用
等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を
上回る場合があります。

各ファンドの指定投資信託証券の運用管理費用(信託報酬)等の詳細については、前掲の〔参考
情報：投資対象とする投資信託の概要〕をご覧ください。

支払先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

(5) 【課税上の取扱い】

<更新後>

イ 個別元本について

- (イ) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- (ハ) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

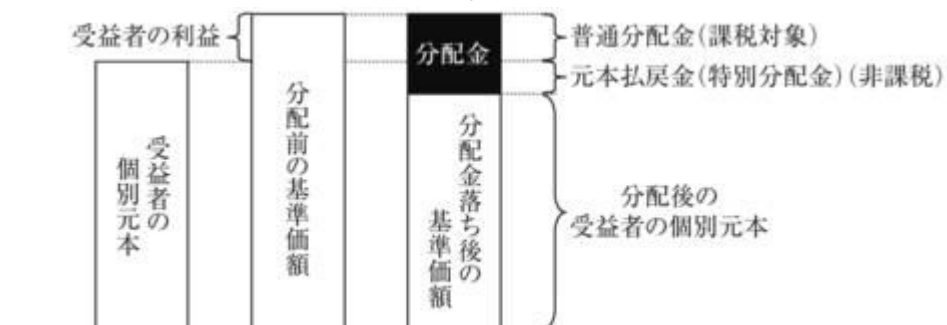
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記、の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を

示唆するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

・ 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・ 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2026年1月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

（参考情報）総経費率

直近の運用報告書の対象期間（2024年8月1日～2025年7月31日）における当ファンドの総経費率（年率換算）は以下の通りです。

投資対象とする投資信託（以下、投資先ファンド）の費用は、その他費用に含めています。なお、当ファンドの費用と投資先ファンドの費用の対象期間は、異なる場合があります。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
日本株クオリティ	1.06%	0.23%	0.84%
日本株市場型アクティブ	0.81%	0.23%	0.58%
先進国株クオリティヘッジ有	0.97%	0.23%	0.74%
先進国株クオリティヘッジ無	0.86%	0.23%	0.64%
先進国株市場型アクティブヘッジ有	0.89%	0.23%	0.67%
先進国株市場型アクティブヘッジ無	0.89%	0.23%	0.66%
新興国株アクティブヘッジ有	1.49%	0.23%	1.26%
新興国株アクティブヘッジ無	1.43%	0.23%	1.20%
日本債アクティブ	0.39%	0.23%	0.17%
先進国債アクティブヘッジ有	0.96%	0.23%	0.73%
先進国債アクティブヘッジ無	0.88%	0.23%	0.65%
新興国債アクティブヘッジ有	0.83%	0.83%	0.00%
新興国債アクティブヘッジ無	0.84%	0.83%	0.01%
Jリートアクティブ	0.59%	0.23%	0.37%
Gリートアクティブヘッジ有	0.92%	0.23%	0.69%
Gリートアクティブヘッジ無	0.85%	0.23%	0.62%
ヘッジファンドマルチ戦略	0.43%	0.23%	0.21%
ヘッジファンドアクティブ戦略	0.78%	0.23%	0.55%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。投資先ファンドが外国投資信託の場合は、原則として、売買委託手数料、支払利息および有価証券にかかる税金は含まれていません。）です。

※**日本債アクティブ**は、新発10年固定利付国債の利回り（終値）の水準に応じて信託報酬率が変動します。対象期間中に信託報酬率が変更となった場合、対象期間の末日に適用されている信託報酬率に基づいた総経費率を記載しています。

※**新興国債アクティブヘッジ有**と**新興国債アクティブヘッジ無**は、2026年6月19日付で信託報酬率を変更していますが、当該変更前の総経費率です。

※**ヘッジファンドマルチ戦略**が実質的に投資対象とする円建債券は、絶対収益を追求する複数の運用戦略の成果（参照戦略指数）に概ね連動する損益を享受しますが、当該円建債券の債券管理費用および参照戦略指数に関する費用（戦略維持費用および戦略取引費用）は含まれていません。

※投資先ファンドが上場投資信託（ETF）および上場不動産投資信託（REIT）に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。

※**ヘッジファンドアクティブ戦略**は、2026年4月28日付で指定投資信託証券から「カレンシー・アルファ・エンハンスト・ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）」を削除しておりますが、当該変更前の指定投資信託証券の情報に基づいて計算した総経費率を記載しています。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ（<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>）から検索いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<更新後>

イ 申込方法

（イ）当ファンドは日興ファンドラップ専用ファンドです。取得申込みにあたっては、販売会社所定の手続きが必要となります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

- (ロ) 原則として午後3時30分までに、取得申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

- (ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

- (二) 申込不可日

上記にかかわらず、各ファンドにつき、取得申込日が以下の申込不可日に当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

ファンド名	申込不可日
先進国株クオリティヘッジ有 先進国株クオリティヘッジ無 先進国株市場型アクティブヘッジ有 先進国株市場型アクティブヘッジ無	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニューヨークの取引所の休業日 ・ ロンドンの取引所の休業日 ・ 翌営業日がニューヨークの取引所の休業日 ・ 翌営業日がロンドンの取引所の休業日
新興国株アクティブヘッジ有 新興国株アクティブヘッジ無	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニューヨークの取引所の休業日 ・ 香港の取引所の休業日 ・ ニューヨークの銀行の休業日 ・ 翌営業日がニューヨークの取引所の休業日 ・ 翌営業日が香港の取引所の休業日 ・ 翌営業日がニューヨークの銀行の休業日
先進国債アクティブヘッジ有 先進国債アクティブヘッジ無	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニューヨークの銀行の休業日 ・ ロンドンの銀行の休業日 ・ 翌営業日がニューヨークの銀行の休業日 ・ 翌営業日がロンドンの銀行の休業日
新興国債アクティブヘッジ有 新興国債アクティブヘッジ無	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニューヨークの取引所の休業日 ・ 翌営業日がニューヨークの取引所の休業日
Gリートアクティブヘッジ有 Gリートアクティブヘッジ無	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニューヨークの取引所の休業日 ・ 翌営業日がニューヨークの取引所の休業日
ヘッジファンドマルチ戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニューヨークの銀行の休業日 ・ ロンドンの銀行の休業日 ・ ユーレックスの休業日 ・ 翌営業日がニューヨークの銀行の休業日 ・ 翌営業日がロンドンの銀行の休業日 ・ 翌営業日がユーレックスの休業日 ・ 申込受付日の翌々営業日から起算して5営業日 目までの間にロンドンの銀行の休業日（土日を 除く）を2日連続で含むこととなる日

ヘッジファンドアクティブ戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・ルクセンブルグの銀行の休業日 ・12月24日 ・ブラックロック・ストラテジック・ファンズ ブラックロック・システムティック・スタイル・ファクター・アブソリュート・リターン・ ファンド クラスI2 (JPYヘッジド) の管理会社 が別途定める日 ・翌営業日がルクセンブルグの銀行の休業日 ・翌営業日が12月24日 ・翌営業日がブラックロック・ストラテジック・ ファンズ ブラックロック・システムティッ ク・スタイル・ファクター・アブソリュート・ リターン・ファンド クラスI2 (JPYヘッジド) の管理会社が別途定める日
----------------	--

「日本株クオリティ」、「日本株市場型アクティブ」、「日本債アクティブ」、「Jリートアクティブ」は、申込不可日はありません。

申込不可日は各ファンドの指定投資信託証券の変更等に伴い、変更される場合があります。

また、申込不可日が変更される場合は委託会社のホームページ (<https://www.smd-am.co.jp>) に掲載します。詳しくは委託会社または販売会社までお問い合わせください。

ロ 申込価額

各ファンドにつき、以下の通りとなります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ファンド名	申込価額
日本株クオリティ 日本株市場型アクティブ 日本債アクティブ Jリートアクティブ	取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
先進国株クオリティヘッジ有 先進国株クオリティヘッジ無 先進国株市場型アクティブヘッジ有 先進国株市場型アクティブヘッジ無 新興国株アクティブヘッジ有 新興国株アクティブヘッジ無 先進国債アクティブヘッジ有 先進国債アクティブヘッジ無 新興国債アクティブヘッジ有 新興国債アクティブヘッジ無 Gリートアクティブヘッジ有 Gリートアクティブヘッジ無 ヘッジファンドマルチ戦略 ヘッジファンドアクティブ戦略	取得申込受付日の翌々営業日の基準価額となります。

ハ 申込手数料

ありません。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
--------	---------	--------

三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp
----------------------	--------------	---

お問い合わせは、午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

へ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、各ファンドにつき、以下の申込金額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

ファンド名	申込金額
日本株クオリティ 日本株市場型アクティブ 日本債アクティブ Jリートアクティブ	取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数
先進国株クオリティヘッジ有 先進国株クオリティヘッジ無 先進国株市場型アクティブヘッジ有 先進国株市場型アクティブヘッジ無 新興国株アクティブヘッジ有 新興国株アクティブヘッジ無 先進国債アクティブヘッジ有 先進国債アクティブヘッジ無 新興国債アクティブヘッジ有 新興国債アクティブヘッジ無 Gリートアクティブヘッジ有 Gリートアクティブヘッジ無 ヘッジファンドマルチ戦略 ヘッジファンドアクティブ戦略	取得申込受付日の翌々営業日の基準価額×申込口数

2【換金(解約)手続等】

<更新後>

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求(一部解約の実行請求)により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、以下の申込不可日に当たる場合には、解約請求の受付は行いません。

ファンド名	申込不可日
先進国株クオリティヘッジ有 先進国株クオリティヘッジ無 先進国株市場型アクティブヘッジ有 先進国株市場型アクティブヘッジ無	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨークの取引所の休業日 ・ロンドンの取引所の休業日 ・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日 ・翌営業日がロンドンの取引所の休業日

新興国株アクティブヘッジ有 新興国株アクティブヘッジ無	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨークの取引所の休業日 ・香港の取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日 ・翌営業日が香港の取引所の休業日 ・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日
先進国債アクティブヘッジ有 先進国債アクティブヘッジ無	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日 ・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日 ・翌営業日がロンドンの銀行の休業日
新興国債アクティブヘッジ有 新興国債アクティブヘッジ無	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨークの取引所の休業日 ・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日
Gリートアクティブヘッジ有 Gリートアクティブヘッジ無	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨークの取引所の休業日 ・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日
ヘッジファンドマルチ戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日 ・ユーレックスの休業日 ・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日 ・翌営業日がロンドンの銀行の休業日 ・翌営業日がユーレックスの休業日 ・申込受付日の翌々営業日から起算して5営業日目までの間にロンドンの銀行の休業日（土日を除く）を2日連続で含むこととなる日
ヘッジファンドアクティブ戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・ルクセンブルグの銀行の休業日 ・12月24日 ・ブラックロック・ストラテジック・ファンズ ブラックロック・システムティック・スタイル・ファクター・アブソリュート・リターン・ファンド クラスI2（JPYヘッジド）の管理会社が別途定める日 ・翌営業日がルクセンブルグの銀行の休業日 ・翌営業日が12月24日 ・翌営業日がブラックロック・ストラテジック・ファンズ ブラックロック・システムティック・スタイル・ファクター・アブソリュート・リターン・ファンド クラスI2（JPYヘッジド）の管理会社が別途定める日

「日本株クオリティ」、「日本株市場型アクティブ」、「日本債アクティブ」、「Gリートアクティブ」は、申込不可日はありません。

申込不可日は各ファンドの指定投資信託証券の変更等に伴い、変更される場合があります。

また、申込不可日が変更される場合は委託会社のホームページ（<https://www.smd-am.co.jp>）に掲載します。詳しくは委託会社または販売会社までお問い合わせください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時30分までに、解約請求のお申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、各ファンドにつき、解約請求受付日から起算して以下の日からお支払いします。

ファンド名	一部解約金支払開始日
日本株クオリティ 日本株市場型アクティブ 先進国株クオリティヘッジ有 先進国株クオリティヘッジ無 先進国株市場型アクティブヘッジ有 先進国株市場型アクティブヘッジ無 日本債アクティブ 先進国債アクティブヘッジ有 先進国債アクティブヘッジ無 新興国債アクティブヘッジ有 新興国債アクティブヘッジ無 Jリートアクティブ Gリートアクティブヘッジ有 Gリートアクティブヘッジ無 ヘッジファンドアクティブ戦略	6 営業日目
新興国株アクティブヘッジ有 新興国株アクティブヘッジ無 ヘッジファンドマルチ戦略	7 営業日目

一部解約価額は、各ファンドにつき、以下の通りとなります。

ファンド名	一部解約価額
日本株クオリティ 日本株市場型アクティブ 日本債アクティブ Jリートアクティブ	解約請求受付日の翌営業日の基準価額
先進国株クオリティヘッジ有 先進国株クオリティヘッジ無 先進国株市場型アクティブヘッジ有 先進国株市場型アクティブヘッジ無 新興国株アクティブヘッジ有 新興国株アクティブヘッジ無 先進国債アクティブヘッジ有 先進国債アクティブヘッジ無 新興国債アクティブヘッジ有 新興国債アクティブヘッジ無 Gリートアクティブヘッジ有 Gリートアクティブヘッジ無 ヘッジファンドマルチ戦略 ヘッジファンドアクティブ戦略	解約請求受付日の翌々営業日の基準価額

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3 【資産管理等の概要】

（５）【その他】

<更新後>

イ 信託の終了

（イ）信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、各ファンドの残存口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b～dまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b～dまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ハ）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

（ニ）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

（イ）収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配

金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

八 信託約款の変更等

(イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項(変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(ハ) 上記(ロ)の書面決議において、受益者(委託会社等を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ニ) 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います(書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。)

(ホ) 上記(ロ)から(ニ)までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(ヘ) 上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

二 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受け付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの)は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれから、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託

会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

へ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用報告書(運用状況に係る情報)

委託会社は毎決算時および償還時に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書(全体版)および運用報告書(全体版)の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、受益者に対し、原則として販売会社を通じて、書面交付または電磁的方法のいずれかの方法で提供されます。

運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp>)に掲載されますが、受益者から請求があった場合には書面交付されます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<更新後>

イ 資本金の額および株式数

	2026年4月30日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

八 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

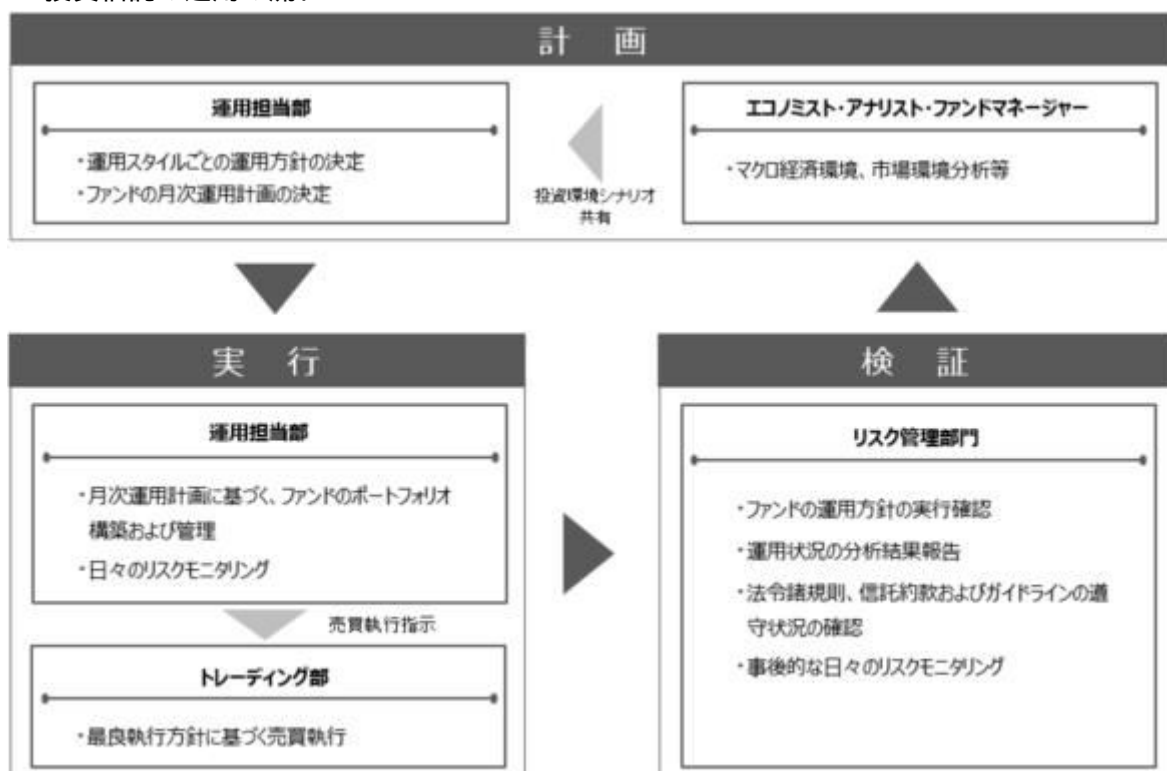
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

二 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2026年4月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	647	17,249,809
単体型株式投資信託	67	602,945
追加型公社債投資信託	1	22,724
単体型公社債投資信託	101	132,186
合計	816	18,007,666

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

イ 受託会社

- (イ) 名称 三井住友信託銀行株式会社
 (ロ) 資本金の額 342,037百万円(2025年3月末現在)
 (ハ) 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

- ・ 名称 株式会社日本カストディ銀行
- ・ 資本金の額 51,000百万円(2025年3月末現在)
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

名称	資本金の額(百万円) 2025年3月末現在	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	135,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

ハ 投資顧問会社(運用の委託先)

- (イ) 名称 ピムコジャパンリミテッド
 (ロ) 資本金の額 13,412千米ドル(2025年10月末現在)
 (ハ) 事業の内容 金融商品取引法に基づき投資運用業等を営んでいます。

信託約款変更が成立した場合、2026年6月19日以降、下記事項が削除されます。**ハ 投資顧問会社（運用の委託先）**

（イ）名称	ピムコジャパンリミテッド
（ロ）資本金の額	13,412千米ドル（2025年10月末現在）
（ハ）事業の内容	金融商品取引法に基づき投資運用業等を営んでいます。

<訂正後>

イ 受託会社

（イ）名称	三井住友信託銀行株式会社
（ロ）資本金の額	342,037百万円（2025年3月末現在）
（ハ）事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

- ・ 名称 株式会社日本カストディ銀行
- ・ 資本金の額 51,000百万円（2025年3月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 2025年3月末現在	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	135,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

<訂正前>

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

ハ 投資顧問会社（運用の委託先）

委託会社との間で締結される投資一任契約（運用委託契約）に基づき、日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）および日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）の運用指図に関する権限の一部の委託を受け、信託財産の運用を行います。

信託約款変更が成立した場合、2026年6月19日以降、下記事項が削除されます。**ハ 投資顧問会社（運用の委託先）**

委託会社との間で締結される投資一任契約（運用委託契約）に基づき、日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）および日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）の運用指図に関する権限の一部の委託を受け、信託財産の運用を行います。

<訂正後>

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱

い、投資信託説明書(目論見書)の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。